

## 近くて“近い国”中国

最近、中国の長江文明に対する関心が高まっている。秦の統一以来、歴代王朝は黄河中流の中原に都を定めてきたこともあって、中国では、南方は野蛮扱いされ、北優先の歴史観が貫かれてきた。このため長江流域に発展した文明が存在していたことは封印状態になっていたが、湖南省の城頭山遺跡、浙江省の河姆渡遺跡、良渚遺跡等が発掘されるにともなって、四大文明にも匹敵する長江文明が存在していた可能性を否定することは難しくなってきた。

長江文明の存在が確認されるにしたがい、黄河文明を含む四大文明が小麦と牧畜を生業としていたのに対して、長江文明は稲作と漁労を生業とする大きく性格を異にした文明であることが判明してきた。また、これまで中国・雲南省が稲作起源地の地である可能性が大とされてきたが、考古学、DNA分析の発達等にともない、雲南省の稲作の起源は4400年前までしかさかのぼれないことがわかってきた一方で、長江中流の湖南省にある玉蟾岩遺跡の1万2千年前の地層から栽培種とみられる稲朶が発見された。さらに河姆渡遺跡で7000年前、良渚遺跡で5000年前のイネが発見され、これによって稲作は長江中流域を起源地とし、下流域に広がり、半農半漁の民でもあった河姆渡の人々が東シナ海を渡って我が国に稲作を伝播したものと推定されている。なお、この流れとは逆に長江中流域をさかのぼり、雲南省の山岳地帯からメコン川を下って東南アジアにも広がっていったとみられている。

このイネは熱帯ジャボニカといわれ、焼畑のようなスタイルで栽培されていたが、ちょうど我が国で熱帯ジャボニカの栽培が開始されたところに、第二幕として長江中流域では水田稲作が誕生した。これが温帯ジャボニカに変化し、朝鮮半島を経由して日本へ入り、本格的な瑞穂の国としての幕開けとなったのである。（文芸春秋2002年4月号「世界最古『長江文明』発掘記」、NHK出版『日本人はるかな旅』による）

稲作伝播の歴史を持ち出すまでもなく、農業から文物、宗教に至るまで、我が国は中国からきわめて多くのものを導入し、発展させてきた。そして今日では、我が国の対中国貿易は、全輸出の5.6%、全輸入の13.8%（2001年度貿易統計速報（通関ベース））を占めるなど、密接不可分な関係という以上に、東アジア相互補完体制とでもいうべき一体的関係が構築されつつある。人口13億人、広大な面積と多様性に富む大国中国が、WTOに加盟し、世界経済の中でいかなる発展を遂げていくのかきわめて注目される場所である。グローバル化の進行、経済価値への偏重、軍事情勢の緊迫化、そして資源の限界性、環境等困難な諸問題が露呈する中で、中国経済のソフトランディングと政治的安定は、東アジアにとってはもちろんのこと、21世紀の世界経済と平和にとって絶対不可欠である。

折しも、今年の日中国交回復30周年にあたる。グローバルな視点をもって、より実質的な日中交流を強力にすすめていくことが求められる。

今月のテーマ

## 変化する中国農業と食品産業

今月の窓

(株)農林中金総合研究所取締役基礎研究部長 蔦谷栄一

残留農薬問題と日中農産物貿易

中国の農産物安全性確保への取組実態 蔦谷栄一 2

高まる外資系のウェイト

グローバル化が加速する  
中国の食品市場と食品産業 阮 蔚 21

談話室

スローライフあつてのスローフード

ノンフィクション作家 島村菜津 38

情勢

平成13年度第2回農協信用事業動向調査結果

長谷川晃生 40

組合金融の動き

組合員世帯の相続と貯金への影響

本田敏裕 46

統計資料 48

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 中国の農産物安全性確保への取組実態

## 残留農薬問題と日中農産物貿易

### 〔要 旨〕

1. 昨年(2001年)12月、「中国野菜47%に残留農薬」との報道がなされて以来、一部マスコミはセンセーショナルな報道を展開しているが、これに関する情報は十分ではなく、実態の正確な把握は難しい。
2. しかしながら農業部の国務院への報告文書でも「深刻な食卓汚染問題」が取り上げられているとともに、「毒菜」問題に敏感になっている市民も多く、残留農薬問題が多発していることは事実であると考えられる。
3. ただし、野菜が我が国へ輸出される段階で輸出検査が行われるとともに、我が国の輸入段階で植物検疫検査が行われる。直近での検疫違反率はきわめて低い水準にあるとともに、違反とされたものは船に積み戻されるか廃棄処分されるため、原則として残留基準をオーバーした野菜が国内に入ってくることはあり得ない仕組みとなっている。
4. とはいえ、サンプル調査であること、日本では登録されていない農薬については、残留基準がなく検査対象にはならないこと等から、不安を持つ消費者も多い。
5. 中国でも残留農薬問題を含む安全性確保や品質重視についての認識は広がっており、農薬取締りや食品衛生等に関する法・制度体系の整備・改善の動きが急である。これらは中国農業の発展過程、さらにはWTO加盟と一体化した必然的な流れでもあり、より強化されていくものと考えられる。
6. 中国では農薬・化学肥料の使用、環境条件、品質等について基準が設けられ、検査・認証されているものとして緑色食品と有機食品の二つが存在していたが、あらたに無公害食品行動計画が開始され、奨励ベースの緑色食品、有機食品とは異なって、強制ベースとして位置づけられ、いずれ中国農業の標準となることが期待されている。
7. 無公害食品行動計画の基準やシステムづくりは道半ばではあるが、北京、上海等四つのモデル都市での実験が開始されているだけでなく、多くの省・市で自主的な取組みが展開されており、今後の動向が注目される。
8. 現実に大量の中国野菜が我が国に供給される構造が形成されていることを考えれば、中国野菜の安全性向上は日中共通の課題でもある。技術交流、農薬適正使用の指導・普及等、日中協同組合同提携等も含めて、これを支援していくことが望まれる。
9. また、中国等で環境保全型農業への国をあげての取組みが開始されているが、農薬使用量が世界で最も高いレベルにある我が国自体も、流通の複線化とともにエコ農業への取組みを本格化していくことが不可欠である。

## 目次

- 1. はじめに
- 2. 中国野菜残留農薬にかかる実態
- 3. 中国の野菜輸出検査体制と安全実態
  - (1) 中国の輸出野菜の検査体制
  - (2) 日本での検疫結果
  - (3) 農薬等安全性に関する法規制等体系と歴史
- 4. 中国のWTO加盟と中国農業の構造的変化
  - (1) 中国農業の発展過程
  - (2) WTO加盟の影響
- 5. 安全・安心・高品質確保への取り組み
  - (1) 生態農業
  - (2) 緑色食品
  - (3) 有機食品
  - (4) 無公害食品行動計画
- 6. 一連の情勢が提起する我が国の取組課題
  - (1) 中国野菜残留農薬問題をどう考えるか
  - (2) 我が国にとっての課題

## 1. はじめに

昨年(2001年)4月23日に、中国からのねぎ、生しいたけ、畳表(い草)の3品目について暫定的な緊急輸入制限措置(暫定セーフガード)が発動された。その後実態調査が行われるとともに、政府間協議等が重ねられてきたが、結局は昨年12月21日に、民間協議により3品目の秩序ある貿易を促進していくことで合意し、セーフガードの本格発動は見送りとなった。

これに続いて日中農産物貿易に関連して注目を集めているのが中国野菜の残留農薬問題である。昨年12月11日に「中国野菜47%に残留農薬<sup>(注1)</sup>」との報道が我が国でなされたのが発端となっている<sup>(注2)</sup>。これをきっかけに新聞、雑誌等マスコミで多くの関連報道がなされ、我が国政府もこれを無視することができず、本年(2002年)1月を「中国産野菜検査強化月間」と位置づけ、通常、輸入された荷(ロット)の10%程度を対象とした

モニタリング検査が行われているが、期間中、全ロットを対象とした検査を実施した。

これらが影響して国産野菜への代替需要が入り始め、国産へ切り替えるスーパーもみられるとともに、国産野菜の卸価格も復調の兆しをみせている<sup>(注3)</sup>。

このため、この3月8日に開催された日中通商次官級定期協議では、中国側から「残留農薬問題が表面化した野菜類など中国農産物を対象とした日本の検疫措置に対して『差別的だ』と不満が表明<sup>(注4)</sup>」されるなど、あらたな日中農産物貿易をめぐる摩擦材料となりかねない雲行きにある。

暫定セーフガード発動を踏まえて、拙稿「輸入野菜急増を招く構造変化と系統共販の対応方向 東アジア食料供給相互補完関係形成過程下での我が国野菜生産生き残りの条件」(本誌2001年6月号)において、極力自給努力を重ねていくことは基本であるが、生産者の思いとは別に、既に我が国の野菜需要は中国に一定程度の野菜供給を依

存せざるを得ない構造が形成されつつあることを述べた。ここでも強調したように、ある問題が発生した場合の対応戦略・戦術等の策定にあたっては、ファクトをしっかりと押さえると同時に、その発生原因なりそれを必然化している構造変化についてしっかりと把握しておくことが前提とならなければならない。局部的な現象にとらわれすぎでは、肝心の本質的な動き、構造的変化を見逃しかねず、さらには日中間の安定的持続的共生関係の構築ではなく、不必要な摩擦、無用な政治的混乱を引き起こしかねないと懸念するものである。

中国野菜での残留農薬問題について大いなる改善努力を要することは当然であるが、一方で中国農業は量重視から質重視へと変化し、安全性確保が農政の重要な課題として位置づけられており、安全性と環境保全等高度化する消費者ニーズに対応した農業生産への取組みを急速に展開しつつあるのである。

本稿ではこうした実態について整理し、今後とも日中農産物貿易は引き続き拡大していくことが見込まれる中で、秩序ある農産物貿易確保を念頭に置いて、今、我が国が注力しなければならない課題について明らかにすることをねらいとしている。

(注1) 2001年12月11日付産経新聞

(注2) なお、EUでも、本年1月30日、EU委員会において、中国から輸入される一部食肉、海産物、ペットフードに人体や動物に有害な残留物質が含まれている恐れがあるとして、人の消費用又は動物飼料用のすべての動物由来製品輸入禁止を決定している。(厚生労働省資料による)

(注3) 2002年2月16日付日本経済新聞

(注4) 2002年3月9日付産経新聞

## 2. 中国野菜残留農薬 にかかるとの実態

「中国野菜47%に残留農薬」という報道がなされて以来、一部マスコミは残留農薬問題に関してセンセーショナルな報道を展開しているが、中国残留農薬問題に関する情報は十分ではなく、実態の正確な把握は困難である。本稿では実態をある程度客観的にうかがわせていると考えられる若干の情報を取り上げてみる。

はじめに、「47%」報道の発生源について確認しておく。2001年11月1日付北京青年日報で「国家質量(監督)検査検疫総局が行った調査では、国の基準を上回る残留農薬が検出された野菜は47.5%にのぼっている」と報道されたものが原典となっている。これは厚生労働省資料によれば、国家質量(監督)検査検疫総局が2001年度第3四半期製品品質監督サンプリング検査結果として2001年10月に発表したもので、23都市の大型卸売市場においてサンプリングしたインゲン豆、カリフラワー、トマト、キャベツ、キュウリ、ニラ、トウガラシ、ナス、キンサイ、アブラナの181検体を検査したものである。国家基準を上回る残留農薬がみとめられたのは酸化ジメトエート、カルボフラン、イソカルボフェンであるとされている。検出された残留農薬は「猛毒の有機リン系殺虫剤メタミドホスなど」と報道されている。<sup>(注5)</sup>

この異常に高い違反結果に対しては、生

産者の残留農薬問題に対する関心を喚起するため、あえて高い数値が出るような検査方法を採用したのではないかとみるむきもあり、残留農薬問題、農薬中毒事故に関する各情報が、どの程度信頼がおけるものであるのか疑問なしとはしないことから、ここではこれら関連情報について逐一紹介することは割愛する。

しかしながら、2001年4月に中国農業部が国务院に提出した「農産物品質と安全管理を強化する報告」の中で、「深刻な食卓汚染問題」<sup>(注6)</sup>について報告がなされており、また、香港では残留農薬に汚染された野菜が「毒菜」(ドッチョイ)と呼ばれるなど、本問題に対して非常に敏感になっている市民も多いことは、筆者も現地で実感しているところである。

なお、東京都資料に中国での農薬中毒事故について興味ある分析を紹介していることから、ここでその内容を簡記しておく。<sup>(注7)</sup>

中毒事故を引き起こす殺虫剤は、パラチオン、タマロン、クロディメフォルム、カーボフランなどの高い毒性をもつものである。中毒事故の約80%がこれらによる。

農薬が混入した飲み物や食べ物による中毒も、高い割合で起きている。農薬の不十分な管理と不適切な保管が、故意に農薬を投入したのではないかとと思われるような、または自殺に間違えられるような事故を引き起こしている。農民はしばしば、ガラスビンなどの古い殺虫剤入れを、水を入れたり油を入れるのに使い、空の酒やソーダ水のビンに殺虫剤を入れるのに使っている。

農薬散布の際の防御の方法が不十分なことが、農業生産活動中の中毒事故の主な理由である。皮膚を通して体内に入った殺虫剤の事故は92～97%にのぼる。消化器や呼吸器への侵入は3～8%である。農民が自らの体を十分防御せずに農薬を散布することが原因となっている。

7月から8月(害虫の動きが活発になり、温度が高くなる時)の事故が年間の80%を占める。

本分析結果は農薬等規制・基準等見直し以前の、農家の農薬取扱い・管理が不十分であることを示しており、農家に対する規制・基準、農薬の取扱・管理への周知・徹底と、それを可能にする普及・指導体制整備をはかっていくことの必要性を明らかにしている。

(注5) 2001年12月11日付産経新聞

(注6) 「ここ数年、農薬残留、動物薬残留、その他の有害物質汚染が原因で中毒事件が多発している。1998年使用禁止物(塩酸カリ)が入っている豚レバーを食べた17人の香港人が中毒を起こした。広東省高明市では1週間に7件の中毒事故を発生した。原因は豚レバースープを飲んだためであった。1999年上海水泳チームの有名選手2人に国際水泳連盟の薬物検査で陽性反応が出た。後で調査したところ塩酸カリが入っている豚レバーを食べたことが判明した。2000年福州市にある幼稚園で空心菜を食べたところ、13人の児童が中毒を起こした。原因は農薬(甲硫リン)の残留だった。…」(2001年農業部報告)

(注7) 東京都生活文化局資料「収穫後使用の農薬に関する調査」2001年

### 3. 中国の野菜輸出検査体制 と安全実態

次に我が国に輸入されている中国野菜が

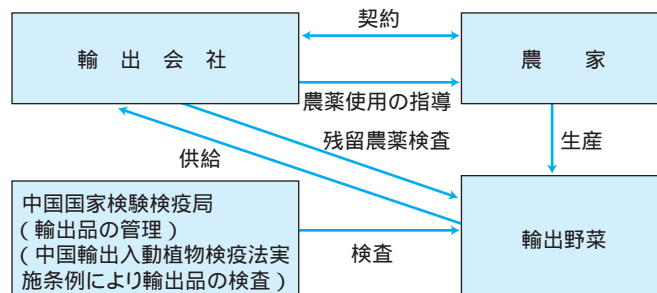
安全であるのか確認するためにまず輸入野菜検査体制を取り上げ、そのうえで中国における農薬等安全基準等について確認するとともに、安全性確保にむけた取組推進状況について報告することとする。

(1) 中国の輸出野菜の検査体制

中国では、輸出される野菜については、輸出入商品検査法によって規制されている。輸出入商品検査法は89年に成立・施行されているが、これにもとづいて設けられた制度は「中国経済発展の客観的要請にかなっておらず、WTO協定が定める内国民待遇に関する原則にもかなっていない」として、2002年2月、「WTOの貿易の技術的障害に関する協定(TBT)にもとづき、…輸出入商品検査実施の目的を『貿易発展の必要にもとづき』から、『人々の健康と安全を保護し、環境を保護し、詐欺行為を防止し、国家の安全を守るため』に変更し、輸出入商品に関する検査の規範化を強化」し<sup>(注8)</sup>ている。

実際の検査は第1図の体制によって行われるが、輸出者、農場は一定の規模を有す

第1図 中国の輸出野菜検査体制



資料 厚生労働省資料

る等の基準を満たし、政府に認定・登録されたものに限定されている。そして輸出者が残留農薬検査を行うとともに、国家質量監督検疫総局も輸出入動植物検疫法実施条例による輸出品検査を実施することとされている。

(2) 日本での検疫結果

以上のような検査をクリアして輸出された野菜は、あらためて我が国で検疫を受け、安全を確認する仕組みとなっている。検疫での検査方法は第2図のとおりである。

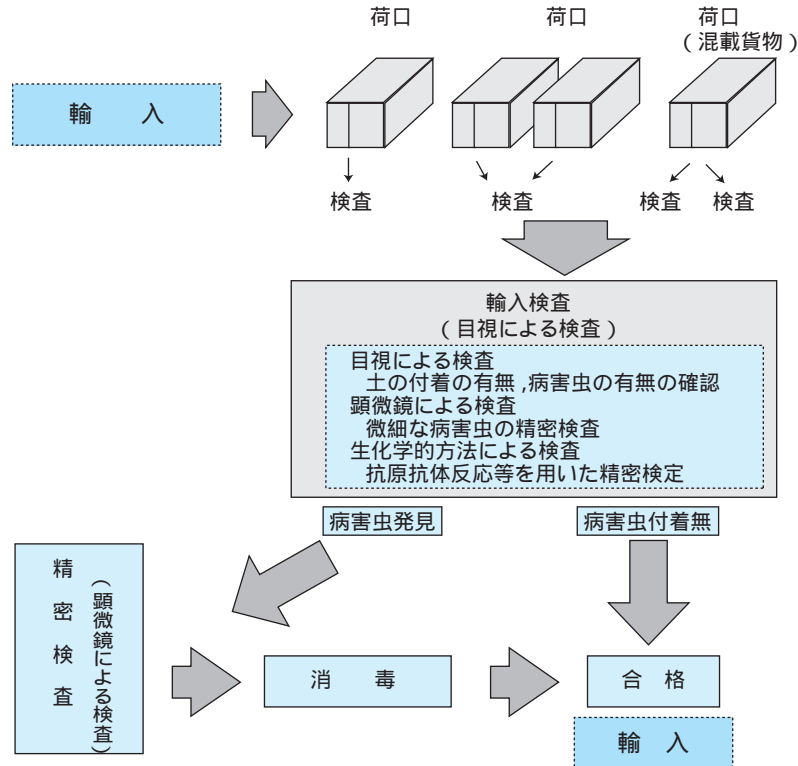
輸入検査結果をみると2001年の中国野菜についての残留農薬基準違反件数は36,078件の輸入(速報値)に対し127件で、0.4%の比率であった。<sup>(注9)</sup>

また、本年1月の「中国野菜検査強化月間」である2002年1月の中国産野菜の残留農薬にかかるモニタリング検査実績は、検査件数2,515件 検査重量33,280トンに対して、違反件数で0.4%、違反重量で0.1%とな<sup>(注10)</sup>っている。

また、違反事例としてあげられている野菜とそこで検出された農薬の種類・量等は第1表のとおりであり、いずれも内容は殺虫剤とされるものである。

検疫での違反率は「中国野菜47%に残留農薬」に比較すれば、かなり低い水準のものが我が国に輸出されていることになるが、なおかつ検疫で違反とされた野菜は船に積み戻されるか廃棄処分とされるため、原則として残留農薬を大量に

第2図 植物検疫における輸入検査方法



- ・輸入しようとする野菜は、すべての荷口について検査を行う(全荷口検査)。
- ・1本のコンテナに複数種類の野菜が混載されている場合は、野菜の種類ごとに1荷口として検査を行う。
- ・具体的な検査は、各荷口ごとに統計倫理に基づき決められた数量の野菜を取り出し、個々の野菜1つ1つについて、病虫害の付着の有無を検査する。

資料 農林水産省資料を一部調整

第1表 中国野菜の残留農薬にかかる違反事例

	違反重量 (kg)	検出農薬 (検出量ppm)	基準値 (ppm)	対応
生鮮オオバ	600	フェンバレレート(0.67)	0.50	命令検査
生鮮オオバ	1,400	フェンバレレート(0.61)	0.50	
生鮮オオバ	720	フェンバレレート(0.69)	0.50	
生鮮パクチョイ	255	クロルピリホス(2.1)	2.0	命令検査
冷凍ニラ	20,000	クロルピリホス(0.04)	0.01	命令検査
生鮮ニラ	1,672	クロルピリホス(0.02)	0.01	
生鮮サイシン	180	ジクロルボス(0.2)	0.1	100%モニタリング検査
生鮮ケール	270	クロルピリホス(4.3)	1.0	100%モニタリング検査
生鮮ブロッコリー	12,240	メタミドホス(1.3)	1.0	100%モニタリング検査

資料 厚生労働省資料

(注) 残留違反が認められた農薬はいずれも殺虫剤。  
(参考)

パクチョイ	白菜に似ている野菜。チンゲンサイの一種。
サイシン	30cmくらいの茎が長い葉野菜。先端の逆ハート型の細長い葉をつける。
ケール	青汁に使用するアブラナ科野菜。ホウレンソウの葉に近いが葉は縮れている。



含んだ違反野菜が日本国内に入ってくることはありえない仕組みとなっている。また、日本に向けて輸出される野菜のほとんどは日本企業と提携した輸出専門の農家や加工場で栽培・加工された開発輸入によるもので、中国国内の流通とは区別されていることから、残留農薬が検出される可能性はきわめて低いとも言われている。

しかしながら、検疫はサンプル調査につき完全にチェックがなされているとはいえないこと、開発輸入とはいっても一般農家からの買取も多いとみられていること、日本では登録されていない農薬について残留基準もなく検査対象にもならないこと、さらには輸入食品について残留農薬にとどまらず抗生物質、食品添加物、ホルモン剤等を使用したものが、検疫での検査をくぐり抜けて入ってくる可能性があること等から、不安を持つ消費者が多くいることも確かなのである。

(注8) 新華社 = 中国通信2002年2月27日

(注9) 厚生労働省資料による。

(注10) (注9)に同じ

### (3) 農薬等安全性に係る法規制等 体系と歴史

このように我が国に輸出される野菜の安全性は原則として担保されているとはいえ、中国国内で流通する野菜については、現状農薬中毒事故等が発生していることは事実であり、安全性確保のために、農薬や安全性に関する法・制度体系が整備・改善されるとともに、農薬の管理・取扱いについて生産者への徹底がはかられることが必

要とされる。また、こうした取組みがあった輸出される農産物の安全性もより向上し、我が国消費者の不安をも払拭することが可能になる。

これら課題の重要性については品質重視の国内動向や、WTO加盟等国際環境の変化等にもなあって中国でも相当程度に認識されるようになってきており、以下にみるとおり法・制度体系の整備・改善を含めて取組みは大きく前進しつつある。<sup>(注11)</sup>

#### a. 農薬取締りに関する法規制<sup>(注12)</sup>

中国では97年まで体系的に農薬を取り締まる法律が存在せず、罰則条項のない農薬登録規則、農薬安全使用規則によって対応してきた。しかしながら農薬中毒の発生、環境汚染の増加等にもない、97年5月、国務院が農薬管理条例を交付・施行し、農薬の製造、登録、管理、安全使用、保管等農薬管理の強化をはかっている。また、重大事件についての罰則を強化し、全国に影響力を持つ新聞、マスコミで公開、報道していくことにしている。<sup>(注13)</sup>

同条例には次のような規定も盛り込まれている。

農薬登録制度を実施し、登録された農薬以外は生産および輸入ができないこととするとともに、新たに農薬を登録するにあたっては薬効や安全性等についての十分な審査を行うものとする。

農薬を生産する企業は生産施設、技術者等に関する一定の条件を満たさなければならず、また、農薬の生産は国家の許可制

とすること。

農薬の販売は供銷合作社系統，農業普及組織，農業生産企業等でなければ行うことができず，工商行政管理機関の営業許可証を必要とすること。

農民に合理的で安全な農薬の使用方法を普及させるとともに，病虫害発生予察事業を強化すること。

(注11) 農薬残留基準については各国政府が定めることとされているが，各国ごとに病虫害の発生や気象条件が異なるため，同じ農薬でも使い方が異なり，残留量に差が出てくる。同一のものに輸入国と輸出国で異なる基準値が定められることが多く，貿易上の非関税障壁にもなりかねないことから，関係国双方の話し合いによる解決についてWTOのSPS協定（衛生植物検疫の適用に関する協定）でルール化がはかられており，その判断基準としてコーデックス基準（MRL）が採用されている。（ILSI No.60 杉本茂二「第31回残留農薬規格部会 C C P R 状況報告」1999年9月）

(注12) この項，特に注記がない限りは(注7)による。

(注13) 中国農業部「2001年農薬管理強化ポイント」

(注14)

#### b. 食品衛生法・食品衛生規格基準

82年11月に，「食品衛生を守り，人体に有害な食品汚染と有害物質を防止し，人民の身体健康を保障し，各民族の体質を増強する」ことをねらいに，中華人民共和国食品衛生法が交付され，83年7月に施行されている。その後95年10月に一部改定が行われている。

本法には以下のような農薬に関する規定が盛り込まれている。

- ・ 国務院衛生行政部門の許可なしでの添加物，農薬を含有または残留しているものの生産経営禁止。

・ 農薬・化学肥料等の製品品質基準の安全性にかかる評価判定は，国務院衛生行政部門が審査決定する。

・ 輸出については，国の輸出入商品試験検査部門が衛生監視，試験検査を実施する。税関は，国の輸出入検査部門の証明書にもとづいて通関する。

さらに食品衛生法にもとづいて衛生規格，衛生管理基準が食品別に策定されており，穀類には次のような規定も含まれている。

・ 「農業部門」に対し，「農薬安全使用基準」を徹底させ，徐々に高残留性の農薬使用量を低減する。

・ 「生産体」に対し，農薬で処理した穀類種子を納付したり，これらを国の食糧倉庫に混合保管，販売，あるいは食糧として提供することを禁じる。汚染の拡大防止のため，農薬やその他の有害物質を穀類と同じ倉庫に入れることを禁ずる。

・ 「化学部門」に対し，効力が高く，低毒性で低残留性に農薬をできるだけ速やかに研究，開発し，農業用に提供しなければならない。

(注14) (注7)と同じ

## 4. 中国のWTO加盟と中国農業の構造的変化

上にみるとおり，農薬取締り等安全性確保にかかる規制等はここにきて頻繁に見直し・強化が行われている。あわせて次の5章でみるとおり高度化する消費者ニーズに

対応できるよう「農場から食卓まで」一貫通貫しての取組みを構築・推進しつつある。ここにはこうした取組みを本格的な流れとしていかなければならないとする政府指導部の強烈な意志が存在していることを反映している。

ところで、こうした変化、流れは、中国農業および農産物消費等に関する構造的変化にもなうものであり、WTO加盟への対応と一体的に措置されてきているものであることを見逃すわけにはいかない。

したがって、今後の中国農業や日中農産物貿易等動向、さらには中国で生産される農産物の品質等について考えていくにあたっては、安全性確保をめぐる動きが、中国農業の発展と一体化した必然的な流れでもあることをしっかりと踏まえておくことが不可欠である。

そこで、中国農業の発展過程とWTO加盟による中国農業への影響について簡単に触れておきたい。

#### (1) 中国農業の発展過程

中国農業の発展段階は、人民公社時代とその崩壊後とに大きく二つに区分されることが多いが、90年代に入ってWTO加盟を前提して中国農業は大きく変貌しており、さらに第三の段階を刻みつつあるといえる。

1978年以前は土地の集団所有、農産物の政府統一買付・統一販売、農業収益の集団配分を基本とする人民公社体制がとられていた。

78年以降、農家請負制度が導入されることによって人民公社は崩壊し、生産構造の大変革がはかられたが、これは「政府への農業税、義務供出量を農地ごとに割り付け、それを請け負わす。この分の義務を完成すればあとは個人の自由裁量に任せる<sup>(注16)</sup>」<sup>(7)</sup>というものである。農家請負制の導入は個人の生産意欲を高めるとともに、「人民公社時代の水利建設の成果や肥料の増投」が相まって、80年代前半にはこれまでで最も大きな食糧生産の伸びを記録することとなった。

これにともない義務供出量を上回る農産物出荷が増加するようになって、自由市場価格が政府の買上げ価格を下回る品目や地域が出始め、政府への販売を志向するものが増加するとともに、財政赤字の膨張を招くこととなった。このため「1985年3月に強制供出制を改め、契約制とし、春先に農民と、本年はどれだけの量をどれだけの価格で政府に売るという契約を結ぶ方法に切り替えた。」<sup>(注17)</sup>

しかしながら農業余剰労働力を大量に吸収してきた郷鎮企業の成長は伸び悩み、余剰労働力の農外移出が困難になったことから、農工間の所得格差を是正するため「94から96年の間に穀物の契約買付価格を80%以上引き上げ、その後も市場価格より高い保護価格で政策的に穀物の買付を続けた。その結果、国内の穀物価格は94年あたりから国際価格を上回るようになった<sup>(注18)</sup>」のである。

すなわち、価格支持政策を継続していく

ことは困難な情勢となり、「結局、94年からの買付価格の引上げは穀物の増産と農工間所得格差のある程度の縮小には有効であったが、品質の向上が伴わなかったため、増産した食糧は売れずに在庫増と財政負担増を招いてしまった<sup>(注19)</sup>」ものである。

このため「99年に品質の低い早稲米や東北と華北の春小麦などを国家の保護価格の買付対象<sup>(注20)</sup>」から除外することを決めた。

「99年に国際価格より4～8割安い豚・牛羊肉、リンゴ・梨等の果物のほかに、花きや農産加工品等穀物以外の労働集約的なものは潜在的比較優位にあるとみられ<sup>(注21)</sup>」、食糧は、稲作については良質米へシフトがみられるものの、米以外の食糧については付加価値の高い他作物へのシフトを余儀なくされてきた。

このように中国の国内農業政策は、国家保護のレベルを引き下げ、大幅な市場化をはかるとともに、土地利用型作物から労働・資本・技術集約型作物への転換、食糧の量確保から質確保への移行段階にあり、既にWTO加盟を先取りした動きを展開しつつあるのである。

(注15) 厳善平『中国農村・農業経済の転換』(勁草書房)ほか

(注16) 小島麗逸『現代中国の経済』岩波新書

(注17) (注16)に同じ

(注18) 阮蔚「WTO加盟の中国農業への影響 増大する農業調整の圧力」本誌2000年6月号

(注19) (注18)に同じ

(注20) (注18)に同じ

(注21) (注18)に同じ

## (2) WTO加盟の影響

このように中国農業は大きく変貌を遂げ

つつあるのであって、基本認識を間違えないためにも多くの日本人が抱いている中国農業に対する固定観念を脱ぎ捨てなければならない。

すなわち一般的な見方は、中国は食糧輸入国である一方で、中国農業は低コストかつ大規模生産、ただし安全性については問題あり、というものであろう。しかしながら中国の食糧は既に余剰基調にあり、量から質への転換をはかり、より付加価値の高い農産物へのシフトが盛んである。

食料自給率に関連して確認しておくべきは、中国は輸入国であると同時に輸出国でもあるという貿易構造を有していることである。逆に言えば中国だけでなく、アメリカにしてもヨーロッパにしても輸出・輸入が両建てで存在している国が普通なのであって、輸入偏重という我が国の農産物貿易構造のほうがむしろ特殊と言わざるを得ない。要は輸入、あるいは輸出動向だけをみたのでは不十分であり、常に双方を同時にチェックしていくことが肝要である。

また、中国からの野菜は確かに低価格で輸入されてはいるが、中国の農業労働力1戸当たり平均耕地面積は0.39ha<sup>(注22)</sup>にすぎず、日本以上に集約的な農業生産を余儀なくされており、生産性は低く、食糧生産は米を除いて国際競争力を持ってはいない。野菜・果樹等の集約的・労働多投型の農作物についてのみ、低廉な労働力を活用して国際競争力を有しているのである。

安全性確保への取組みについても、残留農薬問題だけを見ていたのでは全体の動向

を誤解しかねない。先にみたように農薬等に関する諸規制が急速に整備されつつあり、さらには次章でみるとおり消費者に直接的に安全・安心、高品質を提供し、環境負荷軽減をはかっていこうとする取組みを、かなりの瞬間風速をもってすすめていることもまた事実なのである。

さて、中国のWTO加盟に伴う影響と課題について、ポイントだけあげておくことにする。

第一に、WTO加盟条件は第2表のとおりで、関税割当の内容は割当量が約2,500万トンと中国の食糧生産の約5%にあたること、割当内関税率が1%等ときわめて低い水準にあること等から関税割当量に近い量が輸入(注23)されるとみるむきが多い。

第二に、これら影響を極力小さくするための課題として、高品質な農産物の生産、環境の保全、そして農業構造改善によって余剰となる農業労働力の吸収のための小城镇の建設、すなわち農村工業の導入の三つ(注24)があげられることが多い。まさに高品質にむけての品質向上、安全性と環境保全のための農薬の使用規制・管理強化と食品衛生管理の徹底等、所得の向上にともない高度化する消費者ニーズに対応した農業生産等が最大課題になる。

筆者は関税割当量に近いものが輸入され、それなりの影響があるものと考えますが、この影響度合いは課題、特に農村工業

第2表 中国のWTO加盟条件

(単位 万トン,%)

	現在の 国境措置	関税割当制			
		枠内		枠外税率	
		数量 2000	2004年	2000	2004年
トウモロコシ	国家貿易輸入 数量制限(IQ)	450 (25%)	720 (40%)	1	77 65
小麦	"	730 (10)	964 (10)	1	77 65
コメ	"	266 (ジャポニカ50) (インディカ10)	532	1	77 65
綿花	"	74.3	89.4 (67)	1	69 40
ダイズ油	"	172 (50)	326 (90)	9	74 9 (2006年)
ダイズ ダイズ粕 大麦	"	関税化(税率) 3%以下 5%以下 9%			

出所 USDA, Agricultural Outlook, March 2000, pp. 11~16 から作成  
資料 農林水産省資料

- (注)1. 枠内数量の( )は民間貿易の割合。  
2. コメの枠内数量はジャポニカ50%、インディカ50%とされている。  
3. ダイズ油は2006年に関税割当制が廃止される。

導入による余剰農業労働力吸収が円滑に行われるかどうか大きく左右されるように考える。すなわち為替相場の変動も含めて、中国経済全体がバランスある発展を遂げることができるかどうかを握っているように思う。

ともあれ、このように、より川下、消費者を意識した、安全性確保、環境負荷軽減、付加価値造成等への取組みは、中国農業が生き残っていくためにも避けて通ることが許されない課題なのであって、こうした課題を既に先取りして生産構造は大きく転換しつつあるとみることもできるのである。

(注22) 『中国統計年鑑』96年

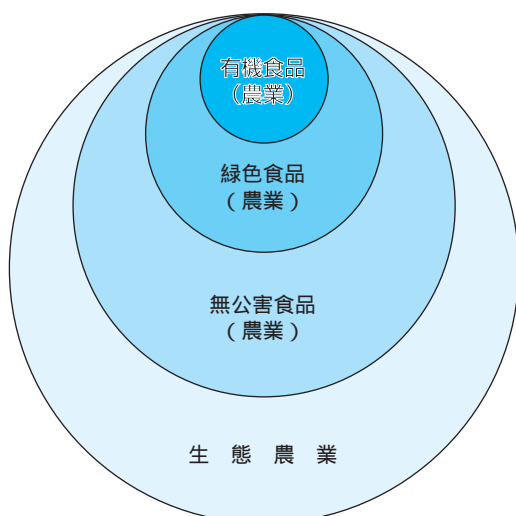
(注23) 2001年12月28日付朝日新聞ほか

(注24) (注23)に同じ

## 5. 安全・安心・高品質確保 への取組み

農薬の使用規制・管理強化にとどまらず、化学肥料の使用、さらには環境条件、品質等にわたるまで基準が設けられ、これにもとづいて検査・認証されているものに、绿色食品と有機食品の二つがあり、一国二制度となっていることを本誌で紹介してきた。<sup>(注25)</sup> これらが普及・発展するとともに、あらたに無公害食品行動計画等への取組みがすすめられている。绿色食品、有機食品はいわば奨励ベースにおかれる一方、無公害食品行動計画については強制ベースとして位置づけられていることから、無公害食品行動計画が今後の中国農業の標準となってくるものと考えられ、無公害食品行動計画の今後の展開動向については特に注目される場所である。したがって、ここ

第3図 生態農業等関連概念関係図



資料 筆者作成

では绿色食品、有機食品については現況を中心とした概要のみにとどめ、無公害食品行動計画に重点を置いて紹介することとしたい。

なお、生態農業はこれら全体を包摂する概念として位置づけることができよう。

### <sup>(注26)</sup> (1) 生態農業

より包括的な概念として生態農業があるが、大きくは二つの内容からなっている。

一つは自然条件に適合した農業生産をさすもので、具体的には西部開発地域を中心に、人口圧力から収奪的農業を展開してきた農地を森林へ復元しようとする試みに代表される。西部開発は、93年から生態農業のモデル県を設置してプロジェクトをスタートさせ、現在は第二期として50以上の県で、小区域に分け、各小区域で生態農業に適合した生産方法への転換と、それともなう所得向上に取り組んでおり、「退耕還林」「退耕還草」として広く知られるようになっている。

もう一つは、安全かつ環境にやさしい農業をさし、沿海部を中心とする農薬、化学肥料、農業用ビニールなどの多用にとともなう環境汚染への対応に代表される。畜産基準をはじめとする環境汚染の基準づくり、無機生産資材使用率、農村廃棄物処理率、土壌有機質含有率などによる緑色生態指標、環境生態指標の設定による環境負荷軽減を推し進めている。

(注25) 拙稿「韓国・中国の持続型農業政策の現状」本誌1999年9月号

(注26) 中国農業部発展研究センター方炎副研究員からのヒアリングによる。

(注27)  
(2) 緑色食品

我が国にも輸出され、少しずつ知られるようになってきた緑色食品は、「安全、優良な品質、健康によい食品(原料および加工品を含む)」で、

緑色食品の生産(その原料を含む)区域内における大気、土壌、かんがい用水、工業汚染などに関する環境基準

生産過程における原料使用、生産管理、物質循環等に関する生産基準

その品質や性状などに関する品質基準  
流通、輸送、貯蔵、販売(包装)、消費(標識、産地、原料、製造方式等の説明)などに関する流通・販売基準

の四つの基準をみたしているとして認証を受けたものが緑色食品とされる。

緑色食品はAA級とA級の二つに分かれ、国際基準に沿った有機食品に対応するものがAA級、減農薬・減化学肥料栽培農産物等に対応するものがA級である。

緑色食品は89年に、農家の所得向上、生態環境の維持、消費者需要への対応、をねらいに、現在のA級の内容に相当する基準でスタートしている。

緑色食品の管理・指導にあっているのが政府農業部の傘下にある緑色食品発展センター(中国緑色食品発展中心China Green Food Development Center北京)である。これが93年に国際有機農業運動連盟(IFOAM)に加盟したのをきっかけに、AA級が設けられ、既存の基準がA級とされた。

2001年末で1,271社、2,400種類が緑色食品として認証されており、そのうちAA級

は53種類となっており、AA級の90%は海外からの受注生産によって輸出されている。

緑色食品生産への取組みには地域による跛行性が大きく、米は黒龍江省、江蘇省、牛乳・乳製品は内モンゴル自治区、黒龍江省、お茶は福建省、湖南省、野菜は北京市、山東省、福建省などが主な緑色食品生産地となっている。

特に緑色食品への取組みに熱心なのが黒龍江省で、なかでも省都ハルピンでの取組みは顕著であり、緑色食品基準による米、野菜の栽培面積は総栽培面積の30%、牛、羊、豚、水産品では総生産量の50%に達していることが報告されている。<sup>(注28)</sup>

緑色食品の需給はこの2、3年、緩和する傾向にはあるが、年率で30%もの伸びを示しており、中国の食品産業をリードする龍頭企業151社のうち48社が緑色食品を生産しているなど、取組み拡大のスピードは速い。

マーケットでの緑色食品のシェアは食用油で20%、野菜で18%、飲料で15%、畜産物・卵・牛乳で15%に達している。また、



北京市にある緑色食品の専門店「黒龍江緑特食品」

北京市には「黒龍江緑特食品」(写真)などの緑色食品の専門店も出現している。

(注27) この項は特に注記がない限りは緑色食品センターからのヒアリング、及び資料による。

(注28) 中国農業ネット2001年10月23日

### (3) 有機食品

緑色食品とは別途、政府環境保護局傘下に有機食品発展センター(有機食品発展中心 Organic Food Center of China南京)が設けられている。有機食品発展センターは80年代に生態農業研究センターとして発足しているが、94年10月に有機食品発展センターに衣替えして再スタートしている。有機食品発展センターはアメリカ・ネブラスカ州にある有機認証機関OCIA(国際有機農産物改良協会)の出先として位置づけられており、コーデックス基準に沿って認証業務が行われている。

有機食品の生産量等数値は不明であるが、概ね緑色食品のAA級程度と推定されている。認証されたものは海外へ輸出されているものが多く、国内ではあまり出回ってはいない。

### (4) 無公害食品行動計画<sup>(注29)</sup>

2001年4月、政府農業部(我が国の農林水産省に相当)より国務院に対して「農産物品質と安全管理を強化する報告」がなされ、ここ数年、農薬、飼料添加物、化学肥料、ホルモン等の使用が増加しており、環境等汚染問題も目立ってきたことから「品質安全問題の存在は市民の健康を害し、消費の利益を損なうだけでなく、農産物の市場競

争力が輸出にも影響を与え、また、世界に悪いイメージを与える。したがって、農産物の品質と安全性の問題を重視し、解決するための有効な措置を講じ、最短期間内に成果を出すこと」をめざして、無公害食品行動計画に取り組んでいくことが明らかにされた。

国民に対しては、同じく4月に北京市で無公害農産物行動計画にかかる座談会を開催し、農業部の万副大臣がこれに取り組んでいく旨の発言を行い、実質的スタートを切っている。

政府の本取組みに対する熱意には相当なものがあり、無公害食品基準の重要性を強調するため、これに関する基準はNY5000系列業種として統一し、単独でNY5000系列業種を設けたことにも現れている。また、食品・農産物の安全性が重視されつつある中で開催された第3回「庶民の食生活会議」に温家宝副総理が出席・講演するなど積極的な推進をはかっており、無公害食品行動計画に沿った農業生産が中国農業の柱として大きな影響を持つようになることが期待されている。

#### a. 無公害行動計画の概要

無公害食品行動計画は8~10年をかけて主な農産物が生産と消費の両面で無公害を実現するために減農薬・減化学肥料栽培農産物の生産と流通を実現していくことを基本的目標としている。すなわち農産物の品質と安全性の向上を中心として、「野菜籠」(自由市場に行く時に使用する買い物籠のこ



とで、一般市民がこの籠を使って買い物をする野菜、果実、お茶、肉・卵・乳製品、野菜等を象徴している)を重点に、生産現場と市場の監督を強化するとともに、市場での検査を強化し、農場から食卓に至るまで監視・管理していくことをねらいとしている。これは消費者を保護するのみならず、農業生産構造の改善、農産物の市場での競争力強化にもつながり、生産者の利益確保、所得向上にもつなげていくことが想定されている。

#### b. 体制整備

政府は無公害食品行動計画を円滑に推進していくため、次のような体制整備をはかっていくことにしている。

農産物の品質と安全性にかかる法律の制定、特に「農産物質量安全法」の制定

##### 六つのシステムの構築

農産物の品質、安全、技術、認証等に関するシステムの構築

##### <農産物品質安全基準システム>

農産物品質安全基準づくりのための体制づくりを行い、基準の策定と改訂の進行を加速させ、農産物の生産を極力基準に沿ったものとする。

##### <農産物品質安全監督検査測定システム>

品質安全性の監視と測定体制の健全化をはかり、農薬残留、動物薬残留、有毒有害物の監視測定を強化し、検査測定能力と技術水準を向上させる。

##### <農産物品質安全認証システム>

農産物品質安全認証のための体制づくりをおこない、農産物生産過程全体の品質安

全管理を推進する。圃場環境、農業生産資材、農産物品質、品質安全性について認証する。安全な農産物の提供と認証ラベルと表示について管理する。

##### <農産物生産技術普及システム>

農業技術を普及していく体制作り、生産者への技術指導を強化する。各種農産物の生産環境基準、技術規程、品質安全基準にもとづいて生産者への教育指導をはかる。また基準モデル生産地を設け、生産誘導をはかる。

##### <農産物品質安全に関する法律執行システム>

農産物品質安全に関する法律を執行する体制を作り、現在の農業技術部門と、法律執行部門をもとに、人員を補充し、全過程での品質安全について監督する。

##### <農産物市場情報システム>

情報体制を確立し、市場の需要と品質基準情報をすみやかに生産者・経営者に伝達し、農産物の品質安全性を監視し、測定情報、認証情報も迅速に消費者に公開する。的確に市場消費を誘導し、市場競争力を向上させる。

無公害食品の発展を促進するための優遇措置の策定

比較的条件の整っている北京、天津、上海、深川の四つの都市でのモデル実験開始の四つの柱を立て、段階的に推し進めていくことにしている。モデル地域においては、2、3年以内に主要農産物での無公害化を進展させると同時に、失業者や低所得者にも無公害農産物が提供可能なレベルにまで到達することを求めている。

第3-1表 無公害食品白菜類蔬菜

見た目基準

項目	品質	規格	限度
品種	同一品種	規格が表示され、その規格のものが90%以上	サンプル調査で質量ともに5%超の不合格を出してはならない
新鮮	葉色がきれいで水々しく、しなびていない		
清潔	泥がついたり、ホコリや汚れがない		
焼心	無		
裂球	無		
腐れ	無(大白菜)		
悪臭	無		
凍害	無		
病虫害	無		
機械傷	無		

資料 中国・無公害食品業界基準目録のうち白菜類蔬菜 NY5003 2001

(注) 本基準は無公害食品の白菜類蔬菜 大白菜 小白菜 菜心 菜薹 烏 菜 薹菜 日本水菜等に適用される。

ここで参考までに農産物の品質安全性基準のうち、白菜類蔬菜についての基準をあげておく(第3-1, 2表)。

農業部は無公害農産物を拡大させるため、基準をさらに追加で策定し、5年程度で基準づくりを完了させたいとしている。

第3-2表 無公害食品白菜蔬菜

農薬検出指標

	農薬名	指標
1	BHC	≤0.2
2	DDT	≤0.1
3	malathion	検出不可
4	dimethoate	≤1
5	acephate	≤0.2
6	fenitrothion	≤0.5
7	chlorpyrifos	≤1
8	trichlorfon	≤0.1
9	phoxim	≤0.05
10	dichlorvos	≤0.2
11	cypermethrin	≤1
12	deltamethrin	≤0.5
13	fenvalerate	≤0.5
14	cyhalothrin	≤0.2
15	pirimicarb	≤1
16	chlorbenzuron	≤3
17	carbendazim	≤0.5
18	chlorothalonil	≤1
19	As	≤0.5
20	Pb	≤0.2
21	Hg	≤0.01
22	Cd	≤0.05
23	F	≤0.5
24	亜硝酸塩	≤4

資料 第3-1表と同じ

c. 無公害食品にかかる基準

2001年6月には第1回目として73の無公害食品にかかる基準が打ち出されており、内容的には農産物にかかる基準が26、畜産物にかかる基準が24、水産物にかかる基準が23となっており、基準の類型で分類すれば品質・安全性に関する基準が25、生産技術・生産過程に関する基準が38、生産地周辺環境にかかる基準が10となっている。

d. 政策遂行のための関連施策

以上を推進するために調査研究を強化するとともに、関連政策の整備が必要であるとしており、WTOルールをも勘案したものにしていことが求められている。

- ・低残留で効果の高い農薬や動物薬の開発 技術上の困難解消等生産性向上の支援
- ・農産物市場の建設をはじめとする農産物生産基礎施設への投資とその政策
- ・農産物の市場出荷前での等級別包装、産地表示、農業資材強制的使用に関する制度、安全な時期での収穫、と畜、捕獲に関する制度実施等流通政策
- ・基準の策定・改訂、監視、検査機関の設立、検査業務、品質の認証、無公害基準による生産のモデル化等農産物品質安全監視管理政策

e. 無公害食品の普及状況

現状は無公害食品行動計画にかかる基準、システム等の整備途上にあるが、北京、天津、上海、深圳の4都市でモデル的に取



山東省青島市の日系大手スーパーの「無公害農産物専用コーナー」

組みが開始されているだけでなく、農業部市場情報局のホームページを見ると、これ以外の地域、安徽省、広東省、江西自治区、海南省、河北省、湖北省、湖南省、江蘇省、遼寧省、山東省、山西省、新疆ウイグル自治区、雲南省、浙江省、尊州市で、無公害農産物管理措置等が設けられていることが確認できる。すなわち無公害食品行動計画への自主的な取組みが広範に展開されつつあるのである。

筆者も昨年5月に北京の外資系大手スーパーに、無公害農産物の専用コーナーが置かれているのをこの目で確認している。さらにモデル都市にはなっていない山東省青島市にある日系大手スーパーでも、無公害農産物の専用コーナーがあるのを見つけた。そこでは無公害野菜と表示され、しかも绿色食品の野菜よりもかなり多くの野菜が並べられていた。(写真)

現状、無公害食品についての知名度は大都市に限られてはいるものの、無公害食品行動計画に自主的に取り組む省・自治区、市は広がっており、WTO加盟にともなう中央政府の熱心な旗振りもあって、数

年後には無公害食品が中国の農産物の品質と安全性でのスタンダード化してくる可能性もあるように受け止められるのである。

(注29) この項は特に注記がない限りは中国農業部市場情報局のホームページによる。

(注30) 農業部の国務院報告

(注31) ホームページ新華社

## 6. 一連の情勢が提起する我が国の取組課題

### (1) 中国野菜残留農薬問題をどう考えるか

中国野菜残留農薬問題が我が国でこれだけ注目されるのは、中国野菜が単に大量に我が国に輸入されているというだけではなく、既に我が国の野菜需給構造の中で中国野菜が重要な位置を占めるにいたっていることを反映しているように思われる。我が国での野菜需要は、外食・中食需要が増えて家庭消費仕向けは50%を割り込み、小売もスーパーが過半を占めるようになって、定時・定量・定質かつ低価格志向がますます強まっている。こうした中、我が国農業者の高齢化にともない、安定供給に不安を持つ一方で、冷蔵技術の発達、インフラの整備、情報化の進展等輸入環境条件が整うにともなう中国に対する野菜供給依存を高めている。

もはやこうした状況は一時的なものではなく構造的なものであり、かつこうした構造は一段と強まることはあっても、弱まっていくとは考えにくい。農産物、食品が安全であり、消費者に安心を提供していくこ

とは、農産物、食品を生産するものとしての当然の責務であるが、こうした野菜需給構造を踏まえていけば、中国での野菜残留農薬問題は日中両国にとっての共通課題として考えていくべき問題でもある。

輸入野菜については中国側での輸出検査、我が国での植物検疫により、完全とは言い難いものの一応の安全性が担保されるシステムは確立している。しかしながらこうしたガードをかいくぐって残留農薬野菜が入ってくるのではないかという消費者の不安に対応していくためには、中国における安全性確保にむけての一段の取組強化を期待せざるを得ないのである。

ここで踏まえておくべきは中国での安全性確保にむけた取組強化の必要性は、何も日本等への輸出のためだけではなく、まさに何よりも中国自身にとっての重要課題なのである。すなわち安全性確保はWTO加盟等により量から質への農業・農政転換が求められる中で、高度化する消費者ニーズに対応していくための中国農業・農政にとっての最大課題の一つなのである。

そして中国も、農薬規制・法体系等の整備、绿色食品や無公害食品行動計画の展開等、「国家信用」をかけて政府がリーダーシップをとって大々的な取組を開始しており、農薬等コーデックス基準への対応、無公害食品行動計画にかかる法整備、諸システムの構築等の動きも急である。このようなハードの整備と併行して、生産者に農薬管理や安全意識を浸透・徹底させていくことがより重要であり、そのための仕組み

作りがポイントとなるように思われる。

## (2) 我が国にとっての課題

1960年代、70年代と、我が国でも農薬による生産者や消費者の健康障害等が多発し、その後徐々に近代農業の“影”への手当てを重ねて今日に至っていることを考えれば、中国での安全レベルは、20、30年前の我が国の状態に近いものとみられるが、猛烈な加速度をもって先進国の安全レベルに追いつこうとしているのが現状である。中国野菜の残留農薬問題が解決されるまでには若干の時間は要しようが、着実に改善されていくように思われる。

こうした中で、本問題に限定して我が国が取り組むべき課題を二つあげておきたい。

(注<sup>32</sup>)

第一はエコ農業への我が国での取組みの本格化である。消費者は安全性に対してますます敏感になっている一方で、生産者の環境保全型農業への取組みも増加はしているが、中国の無公害食品行動計画や韓国の環境農業育成法にもとづく諸施策は国を挙げて大々的な取組みが開始・展開されているのに対し、我が国での取組みは現状、これらに大きく劣後していると言わざるを得ない。中国での残留農薬問題もさりながら、我が国の単位面積当たりの農薬使用量は世界で最も高いレベルにある。我が国農業の生き残りのためのキーは、鮮度と多品種少量生産を生かしての、消費者と生産者による“顔と顔の見える関係”の構築、地産地消の推進と、その前提としての安全・

安心の提供にある。東アジアでの食料供給の相互補完関係がますます進行する中で、我が国農業の存在意義を確保していくためには、食料安全保障と農業の多面的価値の発揮を基本に、エコ農業への取組みを本格的に広げていくことが絶対に不可欠である。

第二に、先にも述べたように、現実に大量の中国野菜が我が国に供給される構造が形成されていることを考えれば、中国野菜の安全性向上は日中共通の課題である同じ東アジアのモンスーン地帯で農業を発展させる中で形成・蓄積されてきた自然循環型で生態系を重視した相互の環境保全に関する技術の交流を一段と強化していくことが必要である。また、中国野菜の安全性を確保していくためには現場で農薬を使用している生産者の意識改革が必要であるが、このための中国における指導・普及体制は不十分であるといわざるを得ない。我が国での技術普及、農薬の適正使用等推進にあたって農協組織が果たしてきた役割は大きい。すでに日中協同組合間提携もすすめられてはいるが、より現実的課題を踏まえた実践的な提携をいっそう強化していくことが望まれる。

(注32) 筆者は高温多湿の我が国ではまったくの農薬なしでの農産物栽培は一般的には困難であることから、むしろ農薬を必要最小限にとどめ我が国農業全体で環境負荷の軽減をはかっていくことが重要であるとして、減農薬・減化学肥料栽培を「エコ農業」として推進していくことを提唱してきた。(本誌1998年10月号「日本農業再編からみた有機農産物認証問題」) エコ農業の具体的内容は、次の「エコ農業のための17ヶ条」のとおりである。

農地の地力維持培養に努めよう。  
輪作の導入に努めよう。  
優れた在来品種を掘り起こし、環境保全に適した品種の開発に努めよう。  
遺伝子組換え技術は排除しよう。  
化学肥料の使用量を削減し、化学肥料から有機肥料への転換を促進しよう。  
農薬の使用量を削減し、耕種的、生物的、物理的な防除を総合的に進めよう。  
除草剤をできるだけ減らし、耕種的、生物的、物理的雑草対策を総合的に進めよう。  
資源の循環的利用と投入エネルギーの抑制に努めよう。  
環境負荷を削減するためのシステム確立に努めよう。  
畜産経営についてもエコ畜産の推進に努めよう。  
消費者に喜ばれるよう農産物の品質維持に努めよう。  
生態系の保全と景観の保持に努めよう。  
生産情報開示に努め、社会的信頼確保の確立に努めよう。  
消費者との交流をはかり信頼の確立に努めよう。  
エコ農産物のための新たな流通体制の確立に取り組もう。  
エコ農業に生産者、流通業者、消費者が手を携えて取り組もう。  
生産者の生活と経営の安定を実現しよう。

なお、本17ヶ条は2000年2月全国産地産直リーダー協議会で「21世紀日本農業への提言 エコ農業構想」として決議されたものである。

(注33) 1999年に、我が国の民間稲作研究所、日本自然農業協会等民間5団体が中心になって、日韓中環境保全型稲作技術交流会議が開始され、以降、毎年開催されている。

#### <参考文献>

- ・拙稿「輸入野菜急増を招く構造変化と系統共販の対応方向」本誌2001年6月号
- ・阮蔚「中国の野菜農政と野菜輸出」本誌2001年6月号
- ・拙稿「韓国・中国の持続型農業政策の現状」本誌1999年9月号

(取締役基礎研究部長

蔦谷栄一・つたやえいいち)

# グローバル化が加速する中国の食品市場と食品産業

## 高まる外資系のウェイト

### 〔要 旨〕

1. 中国食品産業の98年以降の主な変化は、量から質へ、低次加工から高度加工への転換である。アルコール度数の高い蒸留酒(中国語は「白酒」)製造業やタバコ加工業のウェイトが低下している代わりに、加工食品のウェイトが上昇している。
2. 90年代末に物不足から抜け出した中国経済全般と同様に、食品、特に低次加工食品は一般的に供給過剰になった。それに外資系企業の参加が加わり、これらは食品市場での競争を刺激し、食品企業の統廃合を促した。98～2000年の3年間に食品企業数は2,130社減少した。その結果、食品のブランドへの集中度が高まりつつある。
3. 食品業界は中国で最も早くから開放された業界の一つであり、香港や台湾資本を含む外資系食品企業の中国に対する投資は80年代の半ばから始まった。そのため、食品産業における外資系企業のウェイトも高まっている。2000年の外資系食品企業の生産額は、1,945.8億元と同年食品工業総生産額の23.3%にもあたる。
4. 外国資本の中国への投資はWTO加盟の影響もあって、近年、急速に増加しているなか、その投資パターンも多様化している。三洋電機と中国の家電大手のハイアール、松下とTCLとの提携など、家電業界の提携が目立つが、食品業界も同様に、中国系有力企業と外資系企業が資本提携するケースが近年増えている。
5. 中国食品産業の生産額は農業生産額の30～40%しかなく、先進工業国の2～3倍に比べ大幅に遅れている。これは食品産業の発展余地が大きいことを示唆している。一方、零細企業が依然として多いこと、ブランドへの集中度がなお低いこと、新商品の開発能力が弱いこと、農業との連携が弱いことなど、中国食品産業が直面する課題も多い。

## 目次

### はじめに

#### 1. 食品産業の構造調整

- (1) 量から質への転換
- (2) 加工食品のウェイトの上昇
- (3) 構造変化を促す食品消費市場の変化

#### 2. 激しくなる競争と統廃合の加速

- (1) 統廃合による集中度上昇の動き

- (2) 競争が激しくなった食品産業

#### 3. グローバル化が加速する中国の食品産業

- (1) 高まる外資系企業のウェイト
- (2) 外資系と中国系有力企業間の提携強化

#### 4. 中国食品産業の課題

### おわりに

発展余地の大きい食品産業

## はじめに

中国のスーパーでは、果物やワイン、乳製品、ビール、チョコ・ビスケットなどの菓子、即席めん、マヨネーズなどの調味料、冷凍食品などにおいて、外国ブランドのものが多く並べられており、国内市場の国際化はWTO加盟と関係なく、進んでいる。これらの食品は輸入品もあるが、大半は中国国内の外資系企業が製造しているものである。家電製品と同様に、食品産業は80年代の半ばから外資に開放されており、中国の食品産業における外資系食品企業のウェイトが年々高まっている。WTO加盟後の中国市場及び原料、労働力をねらって、外資系の参入は昨年からさらに加速されているようである。

これら外資系食品企業の参入が増加していることもあり、食品市場での競争が激しくなり、食品産業の構造調整や統廃合などが加速されていることは近年の特徴となっている。本稿では、中国食品産業の変化とこ

の2、3年の外資系食品企業の中国市場への参入状況及び中国食品産業の課題について検討してみたい。なお、ここでいう外資系食品企業は、香港や台湾資本も含まれ、中国語では「三資企業」(香港・マカオ資本、台湾資本、外国資本)という。

## 1. 食品産業の構造調整

### (1) 量から質への転換

食品産業は大きく分けると、次の4つのサブセクターになる。食品加工業(精米等の穀物加工、飼料加工、搾油、製糖、屠殺、肉製品加工、水産物加工、塩加工等)、食品製造業(お菓子類、即席ラーメン等の主食、乳製品、缶詰、発酵製品、調味料、豆類製品等)、酒・飲料製造業(アルコールと飲料酒製造業、ソフトドリンク、製茶業)、タバコ加工業である。食品加工業と食品製造業の違いはいわば前者が一次加工、後者が二次加工というものである。

食品産業の統計は90年代には2回の改正が行われた。1回目は93年であるが、その

サブセクターの分類は今のようになら改められ、それ以前の数字とはつながらなくなった。2回目は98年であるが、分類がそのまま維持されているものの、調査対象が従来の「独立採算制の食品工業企業」から「すべての国有企業及び年間販売額が500万元以上の非国有企業」へと変わり、これまた統計がつながらなくなっている。98年の改定は、大量の小型食品加工企業が調査対象から外されたため、食品産業の統計は実際より過小評価されることになっている。その結果、98年の食品工業生産額は97年に比べ小さくなっている。本稿は98年以降の状況変化を中心とする。

食品産業の98年以降の変化はまず量から質へ、低次加工から高度加工への転換があげられる。99年から2001年(速報値)までの食品産業生産額の前年比伸び率をみると、それぞれ1.9%、7.7%、9.9%となっている(第1表)。99年の伸び率は同じ統計ベースの全工業生産額の伸び率7.3%より大幅に下回っており、中国食品産業の転換点の一つと位置付けてもよいと思われる。

家電などと同様に、食品、特に低次加工食品は全般的に供給過剰になり、全商品の小売物価指数がマイナスとなっている状況のもとで、食品の小売物価指数はそれよりさらに低落しているためである。具体的に

第1表 食品産業生産額の主な構成品目

(単位 億元,%)

	1998年		99		2000		99 / 98	2000 / 99
	生産額	割合	生産額	割合	生産額	割合	伸び率	伸び率
合計	7,684.6	100.0	7,828.7	100.0	8,434.2	100.0	1.9	7.7
食品加工業	3,516.0	45.8	3,517.0	44.9	3,722.7	44.1	0.0	5.8
食料及び飼料	1,394.2	18.1	1,290.9	16.5	1,318.0	15.6	7.4	2.1
植物油加工業	614.0	8.0	693.4	8.9	735.5	8.7	12.9	6.1
製糖業	310.5	4.0	256.6	3.3	242.0	2.9	17.4	5.7
食肉・卵類加工業	618.2	8.0	659.3	8.4	741.1	8.8	6.6	12.4
水産物加工品	397.7	5.2	414.9	5.3	460.7	5.5	4.3	11.0
食用塩加工業	7.4	0.1	7.6	0.1	...	...	2.3	...
その他食品加工業	173.9	2.3	194.3	2.5	...	...	11.7	...
食品製造業	1,214.0	15.8	1,262.2	16.1	1,442.5	17.1	4.0	14.3
菓子・飴製造業	422.0	5.5	416.1	5.3	473.3	5.6	1.4	13.8
乳製品製造業	122.9	1.6	147.9	1.9	195.5	2.3	20.3	32.2
缶詰製造業	116.8	1.5	126.6	1.6	127.1	1.5	8.4	0.4
発酵品製造業	129.9	1.7	143.3	1.8	156.9	1.9	10.3	9.5
調味料製造業	109.2	1.4	144.2	1.8	124.3	1.5	32.1	13.8
その他食品製造業	313.2	4.1	314.1	4.0	...	...	0.3	...
飲料製造業	1,579.9	20.6	1,658.7	21.2	1,752.4	20.8	5.0	5.6
アルコールと飲料酒	1,065.8	13.9	1,124.3	14.4	1,152.2	13.7	5.8	2.5
アルコール	65.0	0.9	64.7	0.8	...	...	0.3	...
白酒(高アルコール度数)	498.4	6.5	534.3	6.8	539.1	6.4	7.2	0.9
ビール	433.8	5.7	443.9	5.7	466.6	5.5	2.3	5.1
しょうこう酒	26.4	0.3	24.7	0.3	...	...	6.2	...
ワイン	33.0	0.4	39.6	0.5	...	...	20.1	...
果実酒	9.3	0.1	17.0	0.2	...	...	83.1	...
ソフトドリンク	383.7	5.0	396.1	5.1	445.9	5.3	3.2	12.6
製茶業	52.0	0.7	47.6	0.6	46.9	0.6	8.4	1.4
その他飲料	78.4	1.0	90.7	1.2	...	...	15.7	...
タバコ加工業	1,374.7	17.9	1,390.8	17.8	1,451.3	17.2	1.2	4.4

資料 「中国食品工業年鑑」1999 2000年版から作成  
(注) 2000年のデータは速報値(食品工業協会調べ)。



第2表 小売物価指数(前年対比)

(単位 %)

	小売物 価指数	食品類									酒 タバコ 飲料	衣類 靴類	家電類
			うち 食糧	食用油	肉・卵類	水産品	野菜	フルー ツ	ドライフ ルーツ	飲食業			
1994年	121.7	135.2	148.7	161.4	137.2	120.7	138.2	119.4	125.5	128.2	111.3	119.6	106.7
95	114.8	124.7	134.4	116.3	124.2	114.2	129.3	120.4	124.4	123.5	107.8	116.8	100.7
96	106.1	107.7	107.5	92.1	106.4	105.6	118.4	102.8	110.3	108.6	105.1	108.5	98.7
97	100.8	99.8	92.1	101.6	101.3	101.2	99.5	92.1	106.6	104.7	101.2	103.5	95.6
98	97.4	96.8	96.9	100.7	92.6	94.2	100.3	95.7	94.8	101.1	98.8	99.3	93.9
99	97.0	95.8	96.4	94.4	91.1	93.6	100.4	99.4	91.5	99.6	97.3	97.3	94.0
2000	98.5	97.5	90.1	86.2	96.1	102.7	105.3	95.7	99.1	99.8	98.0	99.2	93.6

資料 「中国統計年鑑」2001年版

みると、98～2000年の小売物価指数の前年対比はそれぞれ、2.6%、3%、1.5%となっているのに対し、食品の小売物価指数はそれぞれ3.2%、4.2%、2.5%とさらに低い水準にある(第2表)。

これは、食品産業も低品質と低次加工の食品の量的拡張はすでに限界に近づき、品質のよりよいものへ、加工度の高いものへの転換が求められていることを示している。

実は、この構造転換は中国経済全般に求められ、また国有企業の改革全般とも密接に関連している。国有企業の改革の一つは中小企業の統廃合と大型企業の経営強化である。例えば、製糖業界はその典型である。業績のよくない中小企業の淘汰により、砂糖の供給量が減少し、業界生産額の伸び率は99～2000年の2年ともマイナスを記録した一方、供給の減少により砂糖価格が上昇し、業界全体は単年度で赤字状態から抜

け出すことができた。こうした改革の成果もあり、2000年には食品産業は成長軌道に乗り、その伸び率は9.9%となっている。

### (2) 加工食品のウェイトの上昇

2番目の変化はアルコール度数の高い蒸留酒(中国語は「白酒」)製造業やタバコ加工

第3表 主要食品の生産量と伸び率

(単位 万トン,%)

	生産量			伸び率	
	98	99	2000年	99/98	2000/99
米	3,902.8	2,459.3	2,108.7	37.0	14.3
小麦粉	3,555.9	2,892.4	2,759.0	18.7	4.6
配合・混合飼料	3,714.4	3,259.0		12.3	100.0
食用植物油	602.5	733.8	835.3	21.8	13.8
製糖	826.0	861.0	699.9	4.2	18.7
生鮮・冷凍肉類	318.8	334.5	380.0	4.9	13.6
水産加工品	188.0	201.7	256.6	7.3	27.2
キャンディー・菓子	37.9	31.1	36.9	18.0	18.6
即席主食	190.3	227.1	260.9	19.3	14.9
乳製品	54.0	69.1	82.9	27.9	20.0
缶詰	156.5	169.1	178.2	8.1	5.4
味の素	63.2	72.7	84.5	15.0	16.2
醤油	176.9	161.8	159.4	8.5	1.5
澱粉	386.2	473.2	614.1	22.5	29.8
冷凍飲品	62.3	53.9	60.1	13.4	11.5
発酵アルコール	181.1	202.2	206.6	11.7	2.2
蒸留酒(白酒)	573.3	502.3	476.1	12.4	5.2
ビール	1,987.7	2,098.8	2,231.3	5.6	6.3
ソフトドリンク	958.9	1,186.0	1,490.8	23.7	25.7
精製お茶	40.0	32.8	30.9	18.2	5.6
飲用水		407.7	553.6		35.8
タバコ(万ケース)	3,374.0	3,340.0	3,323.4	1.0	0.5
うち精製タバコ	367.0	354.7		3.3	

資料 99年は「中国食品工業年鑑」2000年版より作成  
(注) 2000年は中国食品工業協会の速報値。

業のウェイトの低下と加工食品のウェイトの上昇である。データを確認すると、食品産業の生産額に占める蒸留酒製造業の割合は99年の6.8%から2000年の6.4%へ、タバコ加工業のウェイトは同17.8%から17.2%へとやや低下した。その代わりに、食品加工業のなかの食肉・卵類加工業と水産加工業はそれぞれ同8.4%から8.8%へ5.3%から5.5%へ、乳製品や菓子などからなる食品製造業のウェイトは同16.1%から17.1%へ上昇した(第1表参照)。

また、生産量でみると、蒸留酒の生産量は99年の前年比12.4%に続いて2000年には5.2%の連続減産となっている(第3表)。タバコの加工量もそれぞれ1.0%、0.5%の減少となった。それとは対照的に、乳製品が27.9%、20.0%の急増振りを示し、また即席主食品は19.3%、14.9%、水産加工品は7.3%、27.2%、生鮮・冷凍肉類は4.9%、13.6%と、いずれも大幅の増加となり、加工食品へのニーズが高まっていることを裏付けている。

### (3) 構造変化を促す食品消費市場の変化

こうした変化を促す背景としては、まず消費者の健康意識とブランド意識の高まりが挙げられる。健康嗜好により、アルコール度数の高い蒸留酒(中国語は「白酒」)の消費が減ったと同時に、ビールや各種飲料の消費が増えた。タバコ加工業の低成長ぶりは世界的な禁煙傾向が中国にも少し現れている兆候といえよう。消費者のブランド意識の高まりは後述の企業統廃合の加速を促した格好である。

次に、所得の上昇である。90~2000年の間、都市住民一人当たりの可処分所得は1,510.2元から6,280.0元まで年平均15.3%の伸びとなり、農村住民一人当たりの純所得(実物消費約3割が含まれる)は同期間686.3元から2,253.4元まで年平均12.6%の伸びとなっている(第4表)。ただし、農工間の所得格差が大きく、2000年の都市部の所得は農村住民の2.8倍もある。所得の上昇を反映して、食料への支出は金額的に10.5%と増加しているうえに、エンゲル係数は

低下傾向をたどっている。特に都市部のエンゲル係数は2000年に39.2%と3割台に突入した。ただし、農村部ではまだ49.1%と都市部より10ポイントも高い。一方、所得の上昇と同時に、価格弾力性の高い加工度の高いものや品質のよいものへの需要は増えた。

さらに、マネーセービングが

第4表 農工間の所得状況とエンゲル係数

	都市住民一人当たり年間可処分所得(元)	農家一人当たり年間純収入(元)	都市住民一人当たり可処分所得/農家一人当たり純収入	都市部のエンゲル係数	農村部のエンゲル係数
1990年	1,510.2	686.3	2.20	54.2	58.8
91	1,700.6	708.6	2.40	53.8	57.6
92	2,026.6	784.0	2.58	52.9	57.5
93	2,577.4	921.6	2.80	50.1	58.1
94	3,496.2	1,221.0	2.86	49.9	58.9
95	4,283.0	1,577.7	2.71	49.9	58.6
96	4,838.9	1,926.1	2.51	48.6	56.3
97	5,160.3	2,090.1	2.47	46.4	55.1
2000	6,280.0	2,253.4	2.79	39.2	49.1

資料「中国統計年鑑」各年版より

第5表 都市部住民一人当たり年間食料支出の構成比

(単位 %)

	1981年	1985	1992	1993	1994	1995	1996	1997	2000	92～2000年 の年間平均 伸び率
食料支出合計(億元)	258.8	351.7	883.7	1,058.2	1,422.5	1,766.0	1,904.7	1,942.6	1,958.3	10.5
食料支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	10.5
穀物	22.9	17.1	11.8	12.3	14.2	14.8	14.3	12.3	9.6	7.7
澱粉及び芋類	...	...	1.2	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	1.0	8.0
豆と加工品	...	...	1.7	1.8	1.7	1.6	1.7	1.7	1.5	8.6
油脂類	...	...	3.7	3.9	4.8	4.1	3.6	3.6	3.4	9.3
食肉及び加工品	...	...	23.4	23.7	23.6	23.6	23.0	23.7	21.0	9.0
卵類	...	...	4.6	4.4	4.1	3.9	4.1	3.8	2.9	4.3
水産物	...	...	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	7.3	7.3	11.7
野菜	...	...	11.3	11.1	10.7	10.7	10.8	10.5	9.8	8.6
調味料	...	...	1.6	1.5	1.3	1.4	1.5	1.4	1.5	9.3
糖類	...	...	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	9.1
タバコ	...	...	6.1	5.8	5.0	4.4	4.4	4.7	5.1	8.1
酒と飲料	...	...	5.2	4.9	4.7	4.4	4.5	4.7	5.3	10.6
果物	...	...	7.0	6.5	6.3	6.3	6.2	6.5	6.5	9.6
ナッツ	...	...	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	11.7
お菓子	...	...	2.1	2.1	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	10.5
乳製品	...	...	2.0	1.9	1.8	1.8	1.9	2.1	3.5	18.6
その他食料	...	...	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.6	2.1	20.2
外食	...	...	8.0	8.7	8.4	9.1	9.8	10.5	14.7	19.3
食料加工サービス料	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4

資料 「中国統計年鑑」各年版より

らタイムセービングを重視する消費者層の増加である。こうした消費者層は、食肉・水産加工品や即席主食品、菓子、冷凍食品などの高度加工食品への需要、またそのなかでも、簡便性志向のものへの需要が高まりつつある。もちろん、タイムセービング消費者層は、所得の高い都市部に集中している。たとえば、冷凍食品の大手である上海国福龍鳳食品有限公司が、上海家庭の1日の料理に使う時間について調査を行ったが、その結果によると、1時間以下の家庭は14.3%、1～2時間の家庭は64.2%、2～3時間の家庭は19%、3時間以上の家庭は2.5%となり、1日3食を料理する時間が2時間以内の家庭は約8割にも達している<sup>(注1)</sup>。特に、若夫婦の家庭では、休日でも、料理より、運動や勉強などをする向きが強い。こうした家庭は当然簡便、また栄養価値の高

いものへのニーズが高い。

また、こうした消費者層の増加は都市部食料支出の高度化と外部化の傾向とマッチしている。都市部食料支出のうち、食肉及びその加工品への支出割合は2割以上と最大のシェアを占めており変わらないが、外食への支出割合は2000年に14.7%と92年より6.7ポイントも高まった(第5表)。そのほかに、乳製品への支出割合は1.5ポイント、水産物は0.6ポイント、92年より上昇した(注2)。

(注1) 葉恵徳「龍風冷凍食品開発と市場発展」(「2001年6月冷凍冷蔵食品産業発展検討会」資料p7)

(注2) 食品産業の構造調整については拙稿「中国の食品産業の現状」本誌99年8月号を参照されたい。

## 2. 激しくなる競争と 統廃合の加速

### (1) 統廃合による集中度上昇の動き

食品産業構造調整の動きと同時に、食品企業の統廃合も加速されている。例えば、青島ビールはこの5年間で30社を超えるビール会社を買収したこと、河南省にもともと60数社あった冷凍食品加工メーカーが2001年末にはわずか5社だけになったこと、2001年1月に北京三元食品有限会社は北京にあるアメリカ資本のKraft (Philip Morris) 食品有限会社の85%の株を930万ドルで取得したことなど、枚挙にいとまがない。2001年版の『中国統計年鑑』によると、企業数は98～2000年の3年間に2,130社減少した。今後、競争がさらに激しくなり、企業数は急速に減っていくとみられる。

こうした食品企業の統廃合の結果、食品のブランドへの集中度が高まりつつある。そのうち、最も集中度の高い業界の一つは即席めんである。95～98年の間に、トップ20位生産メーカーの生産量は全生産量の65%を占めていたが、2000年末にはトップ10位だけで79.5%を占めるようになった。そのうち、「康師付」のブランドだけで4割以上を占めている。<sup>(注4)</sup>

ビール業界も年産10万トン以上のビール企業は12社あり、全国生産量の約40%を占める。

乳製品業界では、99年にトップ10位乳業メーカーの粉ミルク生産量は全国生産量の30%、液体ミルクは全体の50%を占めている。<sup>(注5)</sup>

冷凍食品業界では、90年代後半の約5年で、「龍鳳」「海霸王」「三全」「思念」など10のブランドで、42%の市場シェアを占めるようになった(コラム1を参照)。

飲料業界では、トップ10位メーカーの飲料生産量は99年に全国総生産量の40%以上を占めていたが、2000年上期では45.2%へと上昇した。トップの娃哈哈集団は2000年の生産量が233万トンと当年全国飲料総生産量の15%以上を占める。<sup>(注6)</sup>飲料のうち、炭酸飲料業界ではコカコーラとペプシコーラの2社だけで、炭酸飲料総生産量の約50%を占める。

こうした食品ブランドへの集中は今後食品企業の統廃合の進行により、さらに強まることとなる。

(注3) 『中外食品』2002年1月号, p14

(注4) 『食品開発』2001年6月号, p46

(注5) 『中国食品工業』2001年5月号, p6

(注6) <http://magazine.cfiin.com/2001-3/11.htm>

### (2) 競争が激しくなった食品産業

中国では、農産物や加工食品、家電などほとんどの商品は、前後の差はややあるが、ほぼ90年代の後半を境にして、売り手市場から買い手市場へ転換してしまった。小売物価指数は97年10月に前年同月比マイナスに転じてから、2001年の4月(0.1%)と5月(0.1%)を除けば、現在まで一貫して下落している。

国家経済貿易委員会市場局は2002年年初、他の政府部局と共同で主要の600種類の商品需給について調査を行った。この600種

## コラム1

冷凍食品は90年代に入ってから発展してきた業界であるが、2000年に約600万トンの生産量だとみられる。<sup>(注a)</sup>商品については、ギョウザ、マンジュウなどの主食、及びモチ団子などのヤムチャ類が多く、おかず類は日本に比べてまだ種類が少ない。冷凍食品の消費は所得の高い上海、北京、広州などの大・中都市に集中している。これら都市のレンジ普及率が高いこととも関連している。2000年のレンジの普及率について、上海は78%と最も高く、北京は58%、天津30.8%、深圳35%、広州35%の順となっている。<sup>(注b)</sup>

近年、冷凍食品業界でも統廃合と集中傾向がみられる。90年代後半の約5年で、「龍鳳」「海霸王」「三全」「思念」など10のブランドは、42%の市場シェアを占めるようになった。台湾企業のシェアが一番高いが、中国国内の民営企業も急速に発展している。例えば、中国系の「思念」は、売上高が97年の700トンから2000年の2.8万トンへと40倍増えた。<sup>(注c)</sup>「三全」の冷凍食品は2000年に5億円の販売額と19.8%の市場シェアで業界のトップに立っているとされる。この2社とも河南省の鄭州にあるため、鄭州にある40社以上の中小冷凍食品企業は競争に負けてただの5社に減ってしまった。

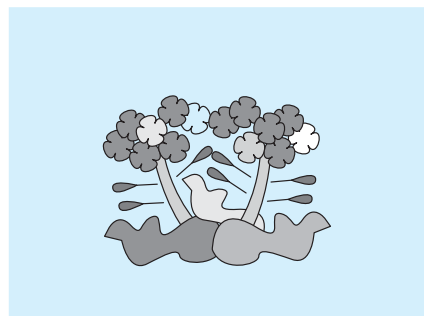
冷凍食品加工業界において、台湾企業の存在が目立つものの、日系の存在も無視できない。中国に投資している日系の冷凍食品企業は2000年にすでに11社ある。日本への開発輸入がメインであるが、近年中国市場での販売も積極的に行うようになった。例えば、ニチレイの冷凍食品がほとんどのスーパーに並べられている。

上海は中国のなかで冷凍食品の発展が最も早い地域であるため、上海の状況をみてみよう。2000年に、上海での冷凍食品の販売量は15万トンに達し、それまでの10年あまり、年間平均8%以上の伸びとなっている。<sup>(注d)</sup>2000年、上海一人当たりの年間消費量は平均で9kgと日本に迫る勢いである。

また、上海の家庭は中国で冷凍食品を最も早く広く受け入れている。例えば、上海国福龍鳳食品有限公司の調査では、スーパーでの冷凍食品の販売比率は、上海が23%ともっとも高く、北京6%、重慶9%、大連7%、深圳6%と大きく差を開いている。<sup>(注e)</sup>

上海の冷凍食品の発展について、70年代末に冷凍野菜が輸出され、80年代半ばはパックした冷凍家禽、豚肉、水産物が市場に出回り、80年代末になるとギョウザ、もち団子、饅頭等ヤムチャ類の冷凍食品、90年代は調理した冷凍おかずなどの中食が市場に出回るようになった。現在、上海市場では500種類以上の冷凍食品がある。

上海商情情報センターが2,400のスーパーやチェーン店、大型店に対して2001年度の販売統計調査を行ったが、その結果に



よると、2001年度上海冷凍調理食品市場での販売シェアは、台湾系の「龍鳳」と「海霸王」の2社だけで49.4%と約半分のシェアを占める。ニチレイは5.7%、香港系の「湾仔碼頭」は4.9%となっている(第A図)。他は中国系で、4割の市場シェアである。

冷凍食品は今後、発展の潜在力が高いが、乗り越えなければならない課題も多い。

まず、指摘できるのは、コールドチェーンの整備を強化する必要があることである。現在、輸送から配送及び販売まで、コールドチェーンの整備はまだ不完全である。輸送用の

冷凍冷蔵車や、スーパーでの管理は、冷凍食品の - 18 の要求を満たしていないところが多い。しかも、従業員の多くは冷凍食品の品質を保つために - 18 に維持することの重要性に対する理解が欠けているようである。<sup>(注f)</sup>

また、北京と上海のいくつかのスーパーを回ってきたが、包装なしのものが販売されていることに気が付いた。過度な競争のなかで、販売価格を引き上げるためにとった行動である。包装なしのものは、空気に接触し、低温を保てずに、品質が急速に劣化してしまうため、消費者の食品安全利益を無視することになる。これだけではなく、安全信用の低下により、急速に発展してきたこの業界を崩壊してしまうリスクもある。冷凍食品の最終の競争はブランドの競争にあるべきであり、包装なしで販売する行動は品質と信用を犠牲にする企業の自殺行為にほかならない。

味の素や日清食品、キューピーなどの大手は中国で冷凍食品投資を行うことを決めており、冷凍食品業界の国際競争がさらに激しくなる。こうしたなかで、品質を犠牲にする低価格競争は、結局中国冷凍食品業界が国際競争に参入する能力を失うリスクを秘めている。

さらに、現在中国の冷凍食品は業務用ではなく、ほとんど家庭向けである。日本の冷凍食品の7割以上は業務用であることから、中国の冷凍食品業界が今後いかに業務用市場を開拓するかは、冷凍食品業界発展のポイントの一つとなろう。

(注a) 『中国食品工業と科技藍皮書』中国食品科学技術学会、2002年1月号、p29

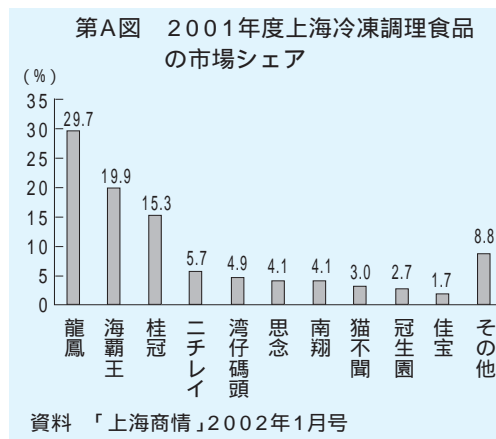
(注b) 『中国統計年鑑』2001年版、葉惠徳「龍鳳冷凍食品開発と市場発展」(「2001年6月冷凍冷蔵食品産業発展検討会」資料、p7)による。

(注c) 孟素荷「再度掘起的双冷食品」(『中外食品』2001年4月号、p24)

(注d) 陸翔華「上海冷凍冷蔵食品市場展望」『中外食品』2001年2月号、p8)

(注e) 『中国食品工業と科技藍皮書』中国食品科学技術学会、2002年1月号、p30

(注f) 『食品開発』2001年6月号、p51



類の商品のうち、工業品は466種類、農業関連商品は102種類、農業生産資材は32種類が含まれる。調査の結果では、供給不足の商品はなく、需給バランスの取れた商品は82種類だけで、供給過剰の商品は518種類と(注7)86%に達し、前年より3.4%上昇した。

供給過剰により、企業は市場シェアを確保するために、値下げ競争に入り、企業の利益を圧縮した。中国の各種食品加工企業をあわせると、2000年に8万社以上もあるが、年間販売額500万元以上の企業はその約(注8)24%の1.9万社に過ぎず、7割以上の小規模企業の多くはもともと業績がよくなかった。激しい競争の下で、6割以上の企業は実質倒産か倒産直前の状態にあり、吸収合併による救済ニーズが大きかった。一方、有力企業も規模を拡大して利益を確保する必要があり、吸収合併が加速してきた。

また、消費者のブランド意識の上昇、チェーン店や大型スーパーの増加などによる流通サイドの変化なども競争を刺激する要因となっている。さらに、食品市場での競争を刺激したのは、つぎに述べる外資系食品企業の投資が大きく関連している。

(注7) 『中外食品』2002年2月号、p8

(注8) 「中国食品工業発展分析」黄聖明(『中国経済展望』2002年、国家信息中心)、p331

### 3. グローバル化が加速する 中国の食品産業

(1) 高まる外資系企業のウェイト  
食品業界は中国で最も早くから開放され

第6表 2001年中国食品市場の10大ブランド

ブランド名	食品種類	資本
五糧液	蒸留酒	中国
青島	ビール	中国
龍鳳	冷凍食品	台湾資本
達能	ビスケット	フランスのダノン
三鹿	粉ミルク	中国
蓮花	アミノ酸調味料	中国
康師付	即席めん	台湾資本
双匯	ソーセージ	中国
可口可乐	コココーラ	アメリカ
農夫山泉	飲料水	中国

資料 『食品開発』2002年1月号

た業界の一つであり、香港や台湾資本を含む外資系食品企業の中国に対する投資は80年代の半ばから始まった。そのため、食品産業における外資系企業のウェイトも高まっている。2000年に、外資系食品企業は2,458社あり、食品企業総数の12.7%にあたるが、その生産額は1,945.8億元と、同年食品工業総生産額の(注9)23.3%にあたる。

食品工業のうち、アルコール度数の高い蒸留酒製造業とタバコ加工業は国家統制の色合いが強いため、外資の進出余地は少ない。この蒸留酒製造業(2000年、539.12億元)とタバコ加工業(同1,451.3億元)の生産額を除くと、外資系食品企業の生産額のウェイトは30.5%と約3分の1に迫る勢いである。

『食品開発』雑誌が出された2001年度中国食品市場の10大ブランドのうち、外資系は台湾系が2社、フランス系1社、アメリカ系1社とトータルで4社もある(第6表)。

業界別でみると、乳製品業界では全額外国資本及び合併の乳製品企業は2000年に45社に達し、ネスレ、ダノン(Danone)、Parmalat、森永など世界大手の乳製品メーカーはほと

んど中国に投資している。これら外資系メーカーの生産額は中国乳製品生産額の<sup>(注10)</sup>36% (2000年) も占める。

ビール業界では、年産5万トン以上のビール会社の80%が海外の有力ビールメーカーと合併している。98年の段階で合併企業のビール生産量はすでに全国総生産量の<sup>(注11)</sup>31%を占めている。

即席めん業界では、台湾資本の2社だけで半分以上の市場シェアを占めている。日清食品は約5%のシェアであり、この2年間で急速に伸びている。

炭酸飲料業界では、コカコーラとペプシコーラ2社の97年の炭酸飲料生産量は242.5万トンと、中国飲料総生産量の22.7%、炭酸飲料生産量の<sup>(注12)</sup>49.2%を占めている。茶飲料市場では、台湾系の「統一」と「康師付」に日系のサントリーとキリンは合わせて約半分の市場を占めている(コラム2を参照)。

中国食品工業協会は2001年11月に中国に投資している大手外資系食品企業トップ10位のリストを発表した(第7表)が、そのリストから中国市場における日系とその他外資系食品企業のスタンスの違いが見えてくる。まず、リストには日系食品企業が1社もないことは、日系食品企業の投資規模は欧米や台湾系より小さいことを示している。また、上述の2001年中国市場10大食品ブランドのうち、4つもある外資系のブランドのなかに日系のものが一つもないことは、同様のことを示唆している。

日系食品企業の場合、原材料や労賃のコ

第7表 1981～2001年中国における  
大手外資食品企業

企業名	資本
香港四洲集团有限公司	香港
紅牛ビタミン飲料有限公司	タイ
南海油脂工業有限公司	シンガポール
天津頂益国際食品有限公司	台湾
上海ペプシコーラ飲料有限公司	アメリカ
上海コカコーラ(中国)飲料公司	アメリカ
中フ合営王朝ワイン有限公司	フランス
長春大成(中国)開発有限公司	アメリカ
昆山統一企業食品有限公司	台湾
蛇口難順小麦粉有限公司	香港

資料 『中国食品工業』2001年11月号

スト引下げをねらって中国に投資している企業が多く、いわゆる中国を加工基地にして、加工品を日本へ逆輸入するパターンである。これは、中国市場における日系食品企業のウェイトが低いことにつながっている。一方、欧米や台湾系は中国市場への参入を目的に投資しているケースが多い。もちろん、近年日系食品企業のなかには中国を日本向け製品の生産拠点から、将来の有望市場という位置づけに変更するところもあり、ブランドの早期浸透と消費者の開拓をねらう動きも活発になっている。日清食品、味の素、キューピー、キッコーマンなどはその代表例である(第8表)。

味の素とハウス食品は2001年10月に上海ハウス味の素食品を設立し、約7億円のレトルト工場を建設し、2002年末をめどに年間10億円の売上高を目指してレトルトカレーを販売する計画である。キューピーは三菱商事と共同で、約15億円を投資して2002年4月に杭州にマヨネーズ、ジャムなどを生産・販売する食品会社を設立し、経済成長に伴い食の洋風化が急速に進む上海地区で、3年後に家庭用マヨネーズの販売シェ



## コラム 2

### 上海でも影を落とす日本の「お茶戦争」

日本の清涼飲料メーカーの間で「お茶戦争」がしのぎを削っているようである。消費者の健康志向を背景に、お茶はここ数年で一気に飲料市場の主役の座に躍り出た。コーヒーや炭酸、果汁といった甘みのある飲料が伸び悩むのを横目に、無糖茶は右肩上がり成長。2001年の販売数量は3億3,500万ケースとこの10年で2倍以上に拡大したもようである。単年度では、2001年の清涼飲料市場は前年比2%増の約3兆4,300億円。炭酸飲料や果汁飲料が前年を割り込み、缶コーヒーが微増にとどまる一方、無糖茶は前年比9%の高い伸びとなっている。5、6年後に無糖茶の市場規模が現在より3割程度拡大するとの見方もある。

無糖茶飲料は、「ウーロン茶」「緑茶」「ブレンド茶」の主要3種類から構成されているが、そのうち、トップを占めているウーロン茶はすでに成熟しており、この2年に最も成長しているのは緑茶である。日本清涼飲料工業会によると、2001年は緑茶が前年比40.7%伸び、それまでトップだったウーロン茶を超えた。新製品も続々と登場している。伊藤園の「おーいお茶」、キリンビバレッジの「生茶」という緑茶2強に、JTの「うぶ茶」とサントリーの「緑水」が真っ向から勝負を挑む(第a表)。また、2002年に入って、サントリー(商品名は「サントリー 中国緑茶」)、ネスレ(「ネスティー中国緑茶」)、アサヒ飲料(「アサヒ 中国緑茶(りん)」)が相次いで参入し、人気女優を使ったテレビCMなども手伝って話題を振りまいている。日本の緑茶は葉を蒸してつくるが、中国緑茶は生茶葉のまま釜で炒(い)る製法をとる。このため成分が瞬時に封じ込められるので渋みが少なく、すっきりとした後味で香りが強いのが特徴といわれる。そのほかに、ウーロン茶やブレンド茶のリニューアルや新製品の登場によるテコ入れも活発なだけに、生き残りは熾烈を極めそうである。

日本市場のこうした競争が上海市場でも部分的に展開しているようだ。今年3月に上海で感じた。スーパーやコンビニでは、サントリーの「烏龍茶」やキリンの「午後の紅茶」などが並べられ、手に下げて歩く若者も時々見かけた。

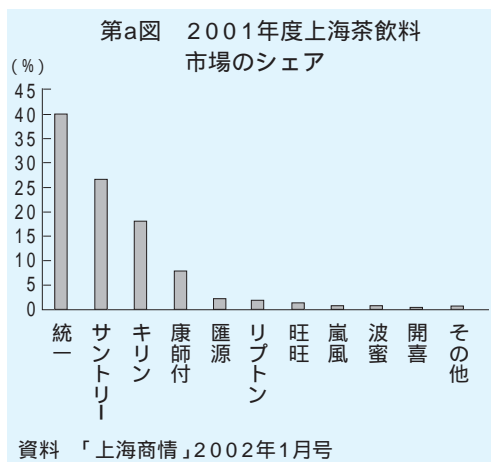
サントリーは、97年1月に上海で初めて「烏龍茶」の茶飲料を売り出した。格好よいボトルや、大規模なコマーシャル宣伝などの関係で、その烏龍茶は瞬く間に広範な若者に支持されるようになり、発売とともに烏龍茶を手を下げて街を歩くのが若者のファッションとなったそうだ。それによって「中国人は冷たいお茶は飲まない」という神話が破られ、2000年にサントリーの烏龍茶の販売量は前年に比べ約26%増の120万ケースとなった。

キリンビバレッジは2001年1月に「午後の紅茶」を上海市場に売り出して、初年度の販売量は当初の予定を大幅に上

第a表 最近の日本の主な緑茶ブランド

会社名	ブランド名
キリンビバレッジ	「生茶」
伊藤園	「おーいお茶」
JT	「グリーンズ」「うぶ茶」
サントリー	「しみじみ緑茶」「緑水」「中国緑茶」
コカコーラ	「まる茶」
アサヒ飲料	「旨茶」「中国緑茶(りん)」
ネスレ	「ネスティー中国緑茶」

資料 各種新聞報道など



回り、75万ケースに達した。今年1月にキリンはまたその主力の緑茶飲料「生茶」を上海市場に投入した。アサヒも2001年7月に、山東省を中心とした沿海地域で烏龍茶を出している。

上海の茶飲料市場では、トップを占めているのは台湾の「統一」ブランドであるが、サントリーとキリンに比べると低価格層のもので、市場のすみ分けができていようである(第a図)。中国はお茶の原産国だが、茶飲料が現れてきたのは日本より10年以上遅れた94年ごろであった。急速に発展したのはこの2、3年に

過ぎない。2000年に茶飲料の生産量は185万トンとソフトドリンク総生産量の12.4%だけであるが、健康嗜好・茶文化という視点から、需要がさらに伸びるとみられる。ちなみに、中国のソフトドリンクのトータル生産量は2000年に約1,500万トン(1,490.8万トン)であり、そのうち、1番目は炭酸飲料で約半分のシェア、2番目は飲用水で約3分の1のシェア、茶飲料は3番目である。

第8表 日系大手食品企業の対中投資状況(東証一部企業に限る)

企業名	カテゴリー	事業内容及びその他
明治製菓 江崎グリコ 山崎製パン	医薬・菓子 菓子 パン	医薬品とスナック菓子(カール)を中国国内で販売 ポッキー、プリッツなどを上海とその周辺で展開。外資との競争激しい。 直営のインスタアペーカーリーとパンの卸売を手がける。
明治乳業 ヤクルト本社	冷蔵 発酵乳	広州を中心に展開。ただし、競争は激しい模様。 現在は香港で「ヤクルト」を販売。02年4月から広東省で営業開始予定。
日本ハム 伊藤ハム 米久	加工食品 食肉加工 惣菜・食肉加工	日本への加工食品の供給を予定。 香港に製造拠点が、日本へ鶏加工品を供給。 業界最初の中国工場設立。惣菜・ソーセージを二つの子会社で生産。
アサヒビール キリンビール 宝酒造	ビール・清涼飲料 ビール バイオ・酒類	売上拡大中。競争は激しいが注力している。 市場シェアは1%弱と推定。 バイオ(日本向け遺伝子試薬)と食品(中国国内向け清酒、みりん)を製造。
キリンビバレッジ	清涼飲料	01年は「午後の紅茶」が好調。03年度までに単年度黒字化を目指す。
日清製油 不二製油	油脂 油脂	中国国内向けに精製油、油粕を販売。日本企業向けなど拡大中。 都市部の菓子類需要旺盛。関税引下げでメリット。
キッコーマン 味の素 キュービー	調味料 調味料, リジン 調味料	数年間は赤字。長期的には高ポテンシャル。 調味料、飼料用アミノ酸、医薬用アミノ酸、冷凍食品と幅広く手がける。 マヨドレ類(主に家庭用)、ジャムを取り扱う。94年北京で製造販売。02年杭州で工場を新設。
ハウス食品 カゴメ アリアケジャパン	外食 調味料 調味料	上海においてカレーハウスを2店舗経営。 台湾の拠点からわずかに輸出。将来、この拠点を活用できる可能性。 日本への製品供給が中心だが、現地食品企業との取引もある。
ニチレイ 加ト吉	冷凍食品 冷凍食品	日本への鶏加工品などの供給が中心だが、現地販売も手がける。 日本へ鶏加工品などを供給。欧米への輸出も視野に入れる。
東洋水産 日清食品	即席食品 即席食品	中国に展開しているが、海外展開の主軸は北米である。 海外展開において中国はアメリカとともに優先順位の高い国である。
JT	タバコ	01年3月にマイルドセブンの現地生産開始(委託生産)。中国市場へ本格参入。

資料 山崎徳司「食品セクターの投資アイデア(No.2)」2002/3/15(大和総研)、「日経産業新聞」などにより作成

ア5割を目指す。

ちなみに、中国の食料品の貿易、特に輸出の場合、こうした外資系食品企業に担われるところが大きい。中国全般の輸出に占める外資系企業のウェイトは2000年に半分以上もあることから、食料品も似ている構造にあると推測できる。特に、中国食料品輸出の36.6%(2001年)を占める日本市場への輸出は日系食品企業に担われる部分が絶対的に大きい。

(注9) 「中国食品工業発展分析」黄聖明(『中国経済展望』2002年、国家信息中心), p322

(注10) 新華社ネットニュース, 2002/1/14

(注11) <http://magazine.cfiin.com/di1qi/2.htm>

(注12) (注11)に同じ

## (2) 外資系と中国系有力企業間の提携強化

外国資本の中国への投資はWTO加盟の影響もあって、近年、急速に増加している。例えば、米コカコーラは2002年からの5年間に1億5,000万ドルの資金を中国に投入して6つの工場を建設することが明らかになった。<sup>(注13)</sup> 外資の投資が増えているなか、その投資パターンも多様化しており、中国系有力企業と資本提携するケースも多い。事例としては、三洋電機と中国の家電大手のハイアール、松下と同様の家電大手のTCLとの提携など、家電業界の提携が目立つが、食品業界も同様に、中国系有力企業と外資系企業が資本提携するケースが近年増えている。

具体例をみると、まず、世界の乳業大手、フランスのダノンは2000年11月に中国最大

の乳製品メーカー、上海光明乳業に5%の株を出資し、その株主になった。また、2000年12月に、ダノンは1.8億元で上海梅林正広和飲用水有限公司の50%の株を取得し、中国最大の飲料水メーカー<sup>(注14)</sup>となった。実は、その前の2000年3月にダノンは中国の二大飲料水会社である娃哈哈と樂百氏の60%の株を取得した。2000~2001年の間に、ダノンは北から南へ光明乳業や樂百氏など中国有力企業十数社へ資本参加したり、買収したりしている。

中国の有力肉加工企業である河南双匯集団は近年、28社の外資企業と何らかの提携関係を結んでいる。

2002年3月に、中国第三位のビールメーカーである広州珠江ビール集団は、ベルギーの同業大手であるインターブリュー社の資本参加を受け入れることが明らかになった。

外国資本が中国の有力企業に資本参加する目的は、その企業を利用して中国で足場を固めるためである。一方、中国の有力企業にとっては、自社より有名な同業界のグローバル大手企業と手を組むことで、激しくなる国内市場での競争に勝つとともに、海外展開の本格化をねらったのである。

こうした動きにより、中国の食品市場と食品産業のグローバル化が促進され、中国国内において食品産業の国際的競争が展開されている。この競争環境のなかで、外資系企業の先進的生産管理技術などの波及もあり、中国食品産業全体の競争力は上昇し

つつある。それと同時に、いくつかの大手食品企業グループが生まれつつある。例えば、青島ビール、燕京ビール、光明乳業など、いずれも外資系のM&A等の攻勢に刺激され、反攻しながら成長した有力企業である。

また、大手外資系食品企業は中国で研究開発センターを作る動きも出ている。2001年11月2日、世界最大のアグリビジネス多国籍企業であるネスレ集団は、中国での初めての研究開発センターを上海でオープンし、中国での長期的発展をねらう。<sup>(注15)</sup> これまで、ネスレは中国への直接投資を累積で60億元（約7億ドル）を行っている。WTO加盟した中国は、農産物の関税を引き下げること約束した。原料の99%を現地化したネスレは外部からの更なる激しい競争にさらされるのが必至である。現在の市場シェアを守るために、新製品の研究開発、原材料の供給確保、生産工場との密接な連携などを通して、コストを引き下げることが必要となってきた。そのために、WTO加盟の直前に中国での研究開発センターをオープンした。ちなみに、ネスレは世界で17の研究開発センターを持つ<sup>(注16)</sup>。今後、中国市場での競争が激しさを増すなかで、こうした動きがさらに加速されよう。

(注13) 『日本経済新聞』2001年11月16日付。これまでにコカコーラ社は中国に23のボトリング会社を設立し、その下に28の工場をもっている

(注14) 『解放日報』2001年1月18日付

(注15) 本部がスイスにある世界最大のネスレ集団は、2000年度の販売額は約500億ドルで、81の国で479社の工場を運営し、22.5万従業員を抱える。

(注16) 『食品開発』2001年6月号、p53

## 4. 中国食品産業の課題

まず、第一に、食品産業の構造をさらに高度化させる必要がある。食品製造業が食品産業全般に占める割合は上昇しつつあるとはいえ、20.9%(2000年)と依然として低い。例えば、米、小麦製品及び即席主食品の生産額は食品工業総生産額の2.8%、食肉加工業の生産額は同5.4%と一般市民の一日3食にかかわる食品のウェイトがまだ低い。その代わりに、飲料製造業とタバコ加工業のウェイトは合わせて同38.2%となお高い。

第二に、食品企業の規模が全体的にみるとまだ小さい。世界大手企業ランキング500社のうち、食品関連企業は約20社あるが、当然、中国は1社もない。現在、中国で年間売上高100億元以上の食品企業はまだない。例えば、乳製品のトップである光明乳業は、2000年の販売額が22億元であり、ネスレの乳製品販売額133億ドルにははるかに及ばない。

第三に、新商品の開発能力が弱い。R&Dの水準が全般的に低い。また、管理やマーケティング手法などが遅れ、食品産業全体の利益水準が高くない。

第四に、世界的な食品安全の課題であるが、中国においてはなおさら重要である。<sup>(注17)</sup> 2001年の「南京冠生園月餅」事件で、北京の月餅市場の販売額は前年比40%低下したなど、菓子業界に大きな打撃をもたらした。消費者の信頼を得るために、また、冷

凍野菜や加工食品など中国の潜在的比較優位にある食品輸出を振興するためにも、食品の安全を高めることは欠かせない。

第五に、食品産業と農業の連携を高めるべきである。中国の食品産業は農業と分離して独立的に発展してきたため、農業と食品産業はバランスのとれた協調関係にあるとはいえない。例えば、大量のオレンジジュースが輸入されている一方、大量の国内のかんきつ類が売れずに腐っている。原材料基地の育成が遅れているため、原料の品質や規格が加工のニーズに合わずに、加工品の品質に影響を及ぼしている。

第六に 縦割り行政の弊害が大きい。農産物など加工原料の管理行政は農業部にあり、食品加工業の管理行政は経済貿易委員会傘下の軽工業局、食品の流通管理行政は商業局、食料品貿易の管理行政は対外経済合作部にある。川上から川下まで産業内部の関連は人為的に遮断されてしまい、各主管部署は各々の立場だけから政策を立案するなど、順調な発展を阻害している。

(注17) 2001年9月「中秋節」の前に、南京冠生園食品メーカーが前の年に残された原料を使って「月餅」を加工していることは中国の中央テレビ局に報道され、国民全般の怒りと不信を買った事件である。この事件により、南京冠生園食品メーカーが倒産状態に追い込まれただけでなく、全く関係ないものと同じ冠生園の名前を使っている全国十数社の冠生園食品メーカーも大きな打撃を受けた(『中国食品工業』2002年2月号、p 20)。

## おわりに 発展余地の大きい食品産業

中国では、現在消費されている食品のうち、加工食品のウェイトがまだ3割ぐらいと低い。これは、逆に食品産業が拡大する余地があることを示唆している。先進工業国と比較してみれば、その拡大余地の大きさが明らかになる。90年代後半において「農産物の加工生産額に関して、先進工業国は農業生産額の3倍以上だが、中国はまだ農業生産額の8割未満。農産物の加工度合いについて、先進国は90%以上となるが、中国は20~30%ぐらいである。農産物加工業に従事する労働力について、先進国は農業労働力の5倍となるが、中国はその5分の1未満。中国の食品工業生産額は農業生産額の30~40%ぐらいであるが、先進工業国は2~3倍である」<sup>(注18)</sup>。

これまでの20年間、中国経済は平均約10%の経済成長を維持してきたが、2005年まで約7%の成長が継続するとみられる。こうした経済成長の下で、2005年に小売ベースの中国の食品市場規模は、2000年の1.56兆元から2兆元以上になると中国食品工業協会秘書長黄盛明氏は予測する。そのうち、特に高品質、高安全性及び簡便性といった特徴を備える食品、いわば高度加工型食品及びファーストフードなどへの需要が高まる。

また、中国農業部、衛生部、国家計画委員会、教育部、国家食品と栄養諮問委員会

第9表 中国住民一人当たり主要食料摂取量  
(単位 kg)

	2000年	2010年
直接消費の穀物	206.0	155.0
豆類	-	13.0
野菜	110.0	147.0
食用植物油	8.2	10.0
砂糖	7.0	9.0
肉類	25.3	28.0
卵類	11.8	15.0
乳製品	5.5	16.0
水産物	11.7	16.0

資料 「中国食品と栄養発展綱要(2001-2010)」により作成

などの部署が共同で作った「中国食品と栄養発展綱要(2001~2010年)」によると、2010年に中国住民、特に都市住民の乳製品や水産物、食肉、豆類など栄養価値の高い食品への需要が2000年に比べ大幅に高まることになり(第9,10表)、食品産業の発展の余地が大きいことを示している。

それと同時に、世界食品大手のダノンの中国区総裁は2000年に「今後5年以内にダノンの世界業務における中国のウェイトは現在の5%未満から10%に、更なる5年で20%に達する」といったように、中国の食品市場における外資系のウェイトがさらに

第10表 2010年一人当たり主要食料摂取量予測  
(単位 kg)

	都市住民	農村住民
穀物	135	165
豆類	12	13
野菜	160	140
果物	52	30
食用植物油	10	10
砂糖	10	8
肉類	32	26
卵類	18	13
乳製品	32	7
水産物	22	13

資料 第9表に同じ

高まると考えられる。世界食品メーカーの中国市場への参入が増加することにより、外資系や中国系を問わずに中国市場における食品産業の競争が激しくなる。

このような食品市場での競争は、結果として中国食品産業の加工技術、開発能力、経営管理などの水準を全般的に押し上げ、食品産業の高度化に貢献するであろう。

(注18) 中国全人代副委員長姜春雲(『中国食品工業』2001年11月号巻頭言)

(注19) 『中国食品工業』2001年1月号, p18

(副主任研究員 阮 蔚・ルアンウェイ)

## スローライフあつてのスローフード

先日、あるテレビ番組を見ていたら、心臓の手術の後遺症で、接待ディナーはドクターストップ、仕事仲間と飲みにもいけなくなったという方が紹介された。けれども、それによって、彼は、家族と毎晩、いっしょに食事ができるという貴重な時間を手に入れた、というようなナレーションが流れた。これには、改めて面食らった。意地悪な見方をすれば、日本はまだ、病という口実でもなければ、一家団欒を楽しむこともままならないのである。いつまでたっても勤勉で、ストレスの多い国である。

先日も、グリーン・ツーリズムの普及に尽くしてきた熊本大学の佐藤誠先生と、そんな話になった。その名も『九州の村』という雑誌で、日本の先駆けといわれる大分県の安心院という村の農家民宿で、お母さんたちが持ち寄った、おいしい郷土料理をつまみながらの、呑気な対談である。その中で、佐藤先生が面白いことを教えてくれた。何でも、夏になると数週間の休みをとって、家族で海辺の家や山にでかける欧米型のバカンスの歴史は、それほど古いものではないそうだ。1860年、それまで、とりたてて上流階級のものだったシーサイド・リゾート熱が、一気に庶民にも広がって、大衆化したのが、その始まりらしい。各国で、バカンス法なるものが設定され、普通の人が4~6週間の休みを保証されるようになったのは、戦後も60年代になってからのことだとか。

それに、何より驚いたのは、2000年に、あの中国が、1週間ずつ分けて、トータルで4週間のバカンス法を実施していたということだ。バスに乗せられ、名所を次々に巡り、挙げ句の果ては土産物屋に押し込まれる忙しい観光ではなく、ゆったり過ごす旅を、旅遊と書いて区別しているらしい。そして、国内総生産に占めるバカンス・ビジネスの割合は、2%から5%にも跳ね上がった、らしい。世界中どこにいても、年中無休を看板に働くような中国人が、バカンス法とは時代の流れも変わろうとしている。せっかく、と言うと怒られそうだが、バブルも弾けて久しいことだし、日本もそろそろ考え時かもしれない。

近頃、そんなことをしきりに考えるのは、1年半前、拙書『スローフードな人生!』(新潮社)で紹介した、イタリアで生まれたスローフード運動もまた、

やはり、スローライフが基本だからである。それなのに、近頃どうも、スローフードという言葉だけが、せっかちに飛びまわり、そこには、まだまだ誤解もある。

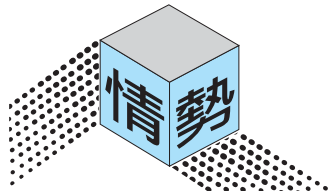
スローフード運動は、80年代の半ば、ローマのスペイン広場に、マクドナルドの第1号店ができたのをきっかけに、その3年後、正式に立ち上げられた食のNPOである。とはいえ、ファーストフードの反対運動ではなく、あくまでもファーストフードを支える考え方に反旗を翻している。要は、世界中、いつでもどこでも同じ味というのがファーストフードのモットーだとすれば、スローフード運動は、その反対、多様な味の世界を目指す。ローマにはローマ、パレルモにはパレルモ、安心院には安心院、その土地ごとの味があり、できれば家庭ごとに違う味がある。そんな多様な世界。

そこには、宣伝力のない、小さな質の良い生産者、土地どちの味、郷土料理を大切にしよう。また、子供を含めた消費者たちの味の教室、さらに、近年、加速する食のグローバル化によって失われていく料理や農水産物を守ろう、といった活動の柱もある。マスコミお得意の「究極で、こだわりで、数百年続く老舗」だけが、スローフードな世界の後継者なのではない。第一、ここまでがファーストで、ここからはスローと簡単に線を引けるものではない。大切なのは、個々の頭の切り替えである。

食は、家族や友人、地域社会や自然、私たちとあらゆるものの関係の真ん中にある大切なもの。それが、作られ方も、運ばれ方も、食べ方さえ、慌ただしくなり過ぎたことで、いろいろな歪みがでている。そこをもう少しスローにすることで、関係をも変えていこうという壮大なる修復活動こそが、スローフード運動なのだ、と本を書いてかなりの時間が経過して、近頃、ようやくわかってきた。ツアーではなく、旅遊の心。スローライフ。冒頭の人には病というハンディを得たことで、誰に憚ることもなく、人生の時をスローダウンすることができたが、環境の時代、高度経済成長期には、評価されなかったスローなあり方を、そろそろ手を揚げて選択していい頃ではないだろうか。

(ノンフィクション作家 島村菜津・しまむらなつ)





## 平成13年度第2回農協信用事業動向調査結果

### はじめに

農協信用事業動向調査（以下、「動向調査」）は、全国の資金観測農協の協力を得て、毎年2回実施しているアンケート調査である。

平成13年11月に実施した第2回動向調査では、定期性預貯金等に対するペイオフ凍結解除を控えた資金動向を把握するために、大口貯金の動向、市場性金融商品の取扱状況、公金貯金の動向についてとりあげた。また、近年他金融機関との競合が激化しているといわれている個人ローンについて、農協の推進状況をとりあげた。以下、調査結果の概要について紹介する。

### 1. 集計対象農協の概要

動向調査の対象となった農協は、13年11月現在で信用事業を営む農協から地域別農

協数等を勘案して選ばれた428農協である。今回はうち379農協から回答が得られ、集計率は88.6%であった。

集計農協の1農協当たり平均の貯金、貸出金の残高はともに全農協平均の1.6倍となっており、集計農協は、やや規模の大きな農協が多い。<sup>(注1)</sup>そのため、集計農協が全農協に占めるシェアは、農協数で32.9%であるが、貯金残高では49.7%となった。

一方、貯金、貸出金の残高の前年比増減率を比較すると、おおまかな資金動向をみる際の代表性はあるものと考えられる。全農協の13年3月末と9月末の増減率は、貯金が2.6%、3.0%、貸出金が0.4%、0.9%である。それに対して、動向調査の結果では、貯金が2.8%、3.3%、貸出金が0.2%、0.1%であり、水準に差はあるものの、増減率の動きは全農協と同様の傾向を示している（第1表）。

（注1）全農協のデータは農協残高試算表による。

第1表 集計農協と全農協との比較(13年9月末)

(単位 百万円,%)

	1農協当たり残高		(A)/(B) (倍)	前年比増減率			
	集計農協 (A)	全農協 (B)		13年3月末		13年9月末	
				集計農協	全農協	集計農協	全農協
貯金	102,926	63,583	1.6	2.8	2.6	3.3	3.0
貸出金	30,596	19,085	1.6	0.2	0.4	0.1	0.9

## 2. 大口貯金の動向

日銀の『金融経済統計月報』によれば、13年9月末の国内銀行における個人大口定期性預金は前年比3.8%減少したのに対して、流動性預金は1千万円以上が26.4%増となっており、ペイオフ凍結解除を控え、大口預金の動向に変化が出ているものとみられる。そこで、農協における大口貯金の動向ならびに農協の大口貯金者対応について聞いた。

動向調査結果によると、大口貯金残高は、13年3月末、9月末ともに3.2%増となった。

大口貯金の満期継続状況(13年4月から9月末までに満期がきたもの)は、「ほぼ全部継続」と回答した農協が30.7%を占め、「継続のほうが多い」の62.2%を合わせると9割を超えた。「解約のほうが多い」は2.4%で、「ほぼ全部解約」と回答した農協はなかった。

継続状況が、1年前と比較してどのように変化したのかについて聞いたところ57.9%の農協で「変わらない」としており、「継続がやや減少」は20.9%で、「継続が減少」は2.4%であった。

以上の結果から、満期到来した大口貯金の継続率は高い水準を維持しており、また残高も増加していることから、農協の大口貯金の動向は国内銀行と異なっているものとみられる。

農協の大口貯金者への対応については(複数回答)、「渉外担当者等の積極的な訪問」「セーフティネットの説明」を挙げる農協がそれぞれ55.9%、55.7%と半数を超えており、「貯金金利、ローン金利の優遇」「ディスクロージャーの説明」がそれに続いた(第2表)。

(注2)  
地帯別にみると、都市部ほど、渉外担当者等の積極的な訪問、セーフティネットやディスクロージャーの説明を実施している農協の割合が高くなった。それに対して、過疎地域では、「特に行っていない」の割合が高

第2表 農協の大口貯金者に対する対応(複数回答)

(単位 組合,%)

	回答組合数	渉外担当者等の積極的な訪問	セーフティネットの説明	貯金金利の優遇・ローン	ディスクロージャーの説明	金の物品・手数料提供以外	税務・濃厚な資産運用対応	旅行待やイベントに	特に行っていない	手数料の優遇	市場性金融商品の	その他
全国計	379	55.9	55.7	48.0	46.4	36.1	14.0	11.3	4.7	2.4	1.1	10.8
地帯	特定市	50	66.0	68.0	40.0	68.0	30.0	28.0	30.0	2.0	0.0	14.0
	中核都市	46	65.2	54.3	58.7	52.2	28.3	32.6	2.2	4.3	0.0	15.2
	都市的農村	175	61.7	60.6	48.0	45.1	40.0	12.6	9.7	3.4	2.9	9.1
	農村	75	38.7	42.7	48.0	37.3	36.0	1.3	13.3	8.0	2.7	10.7
	過疎地域	33	36.4	42.4	45.5	33.3	36.4	3.0	0.0	12.1	0.0	9.1

(注)1. 地帯区分は農中総研独自の区分による。  
2. 色網掛けは全国平均値を5ポイント上回る項目。

く、地帯により対応に違いがみられた。

(注2) ここで用いている地帯区分は農中総研で定義し、利用しているものである。特定市は「特定市街化区域農地」を有する市。中核都市は特定市以外で県庁所在地または人口20万人以上の市。都市的農村とは特定市、中核都市、過疎地域以外で人口が3万人以上20万人未満の市町村。農村とは、特定市、中核都市、過疎地域以外で、人口が3万人未満の市町村。過疎地域は「過疎地域活性化特別措置法」の適用を受ける市町村。

### 3. 市場性金融商品の取扱状況

都銀等では、ペイオフ凍結解除の受け皿対策として、投資信託をはじめとする市場性金融商品<sup>(注3)</sup>の販売に注力しているといわれている。そこで、農協における市場性金融商品の取扱状況について聞いた。

市場性金融商品の取扱いについては(複数回答)、「国債」が最も多く80.7%、「投資信託」23.7%、「外貨預金」21.8%、いずれの商品も取扱いがない農協は19.3%であった。

取扱いがある農協のうち、販売実績(農協職員による購入を除く)があるのは、「国債」87.6%、「投資信託」58.9%、「外貨預金」

25.6%であった。

国債は、以前から窓販を行っている農協が多く、8割を超える農協で取扱いがあると回答しているが、その他の商品については割合が低く、商品種類によって取扱いに違いがみられた。

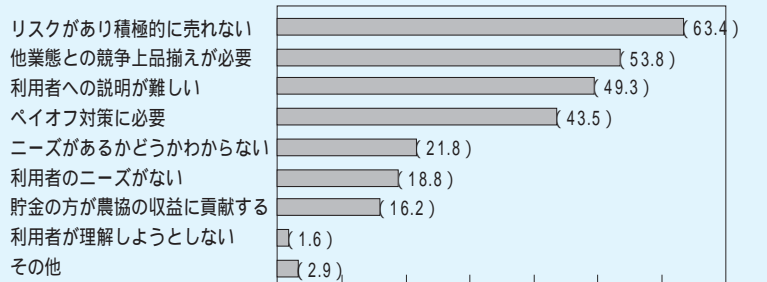
こうした状況のなかで、市場性金融商品の販売に対する農協の見方について聞いたところ(複数回答)、「リスクがあり積極的に売れない」「利用者への説明が難しい」との回答が多かった(第1図)。また「ニーズがあるかどうか分からない」「利用者のニーズがない」という回答が2割近い農協であった。その一方で、「他業態との競争上品揃えが必要」「ペイオフ対策に必要」という品揃えの必要性を挙げる回答も多かった。

(注3) 農協系統では、国債、投資信託、外貨預金を総称して「市場性金融商品」としている。

### 4. 公金貯金の動向

『金融経済統計月報』によると、公金預貯金は、農協、都銀で前年比増加が続いているが、地銀、第二地銀、信金では13年6月

第1図 市場性金融商品の販売について(複数回答)



(注) 回答数377組合。

以降、前年比減少に転じている。

また公金預貯金もペイオフの対象とされるため、地方公共団体では、金融機関の選別やペイオフの影響を受けない債券を組み合わせた運用等の具体的な対応策を検討しているものとみられる。そこで、農協の公金貯金に対する取組状況、ならびにペイオフ凍結解除に関連した農協、市町村等の対応について聞いた。

農協における公金貯金獲得に対する取組姿勢は、「積極的」と回答した農協が19.6%、「やや積極的」が42.4%で合わせて62.0%となり、「慎重」12.2%、「やや慎重」25.8%の合計38.0%を上回った。

公金貯金獲得を巡る他金融機関との競合状況は、「競合が非常に激しい」が9.5%で、「競合が激しい」は42.8%、両回答を合わせて52.3%の農協が、他金融機関と激しい競合状況にあると回答した。

公金大口定期の金利設定方法は、「競合他行のレートを勘案して設定」と回答した農協が48.9%、「大口定期のレートを勘案して高めに設定」が32.6%、合わせて81.5%の

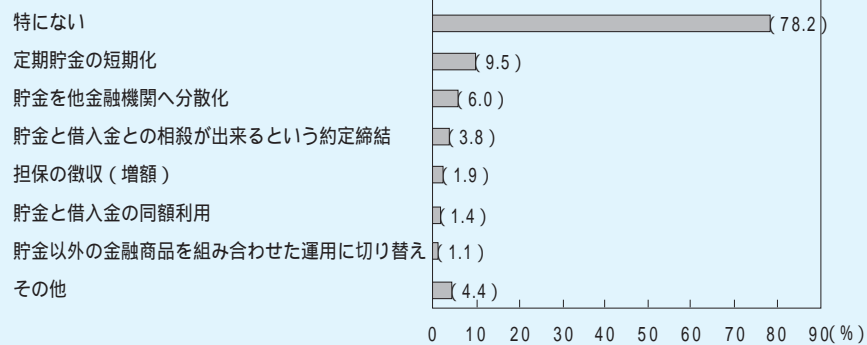
農協で何らかの対応を行っている結果となった。それに対して、「大口定期のレートをそのまま適用」と回答した農協は11.4%であった。

以上の結果から、多くの農協では、他金融機関との激しい競合状況にあるなかで、金利設定の面に対応を図りながら、公金貯金獲得に取り組んでいる様子が見えてくる。

次にペイオフ凍結解除に関連した農協および市町村等の働きかけの状況を聞いた（複数回答）。「農協から市町村等に対して資料等の説明提示を行った」が67.4%で、「市町村等の担当者から農協に対して問合せがあった」が47.8%を占めた。「特に何もなかった」という回答も15.2%の農協で挙げられた。

さらに、ペイオフ凍結解除に関連して、市町村等が農協に対して行った具体的な対策について聞いたところ（複数回答）、78.2%の農協で「特になし」と回答した（第2図）。「定期貯金の短期化」「貯金を他金融機関へ分散化」「貯金と借入金との相殺が出来るとの約定締結」「担保の徴収（増額）」「貯金と借入金の同額利用」「貯金以外の金融商品を組み合わせた運用に切り替え」その他

第2図 実際に市町村等が農協に対して行った対策（複数回答）



るといふ約定締結」等の回答割合は低く、具体的な対策はあまりなされていない状況にあるといえよう。

## 5. ローン推進の状況

近年、住宅ローンをはじめ個人ローンの伸長に注力する金融機関が増加し、競争は激化しているといわれる。そこで農協におけるローン推進状況および競争する金融機関とその融資姿勢について聞いた。

農協が重点的に推進しているローンについては(3つまで選択可能)、「自動車ローン」(92.9%)、「住宅ローン」(87.9%)の回答割合が高く、「教育ローン」40.4%、「賃貸住宅ローン」19.3%、「リフォームローン」13.5%、「カードローン」9.2%、等の順となった。<sup>(注4)</sup>

以下では、ほとんどの農協が重点的に推進している住宅ローン、自動車ローンについてみていくことにする。

推進対象は、住宅ローンでは「組合員本人」という農協が49.8%と最も多く、特に推進対象を定めていない「不特定」という回答も34.2%と比較的多くの農協で挙げられた。それに対して、自動車ローンでは「不特定」という農協が44.0%と最も多く、「組合員本人」は9.7%であった。

最も競争する金融機関については、「地銀」を挙げる割合が最も高く、住宅ローンでは54.8%の農協が、自動車ローンでは36.6%の農協

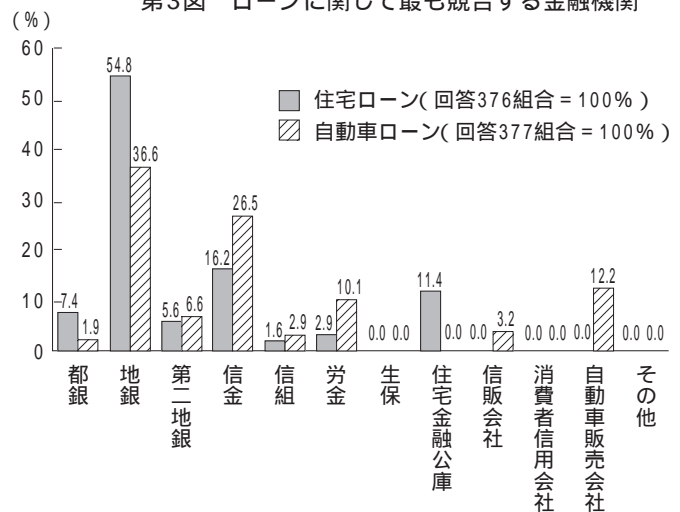
が「地銀」を挙げた(第3図)。

しかしながら、地域別にみると、住宅ローンの競争相手として、「信金」を挙げる農協が北海道で63.6%、東海で38.2%と最も多く、「都銀」を挙げる農協が南関東で45.2%と最も多かった。また自動車ローンについては、北陸で42.4%の農協が「労金」を挙げる等、地域によって競争する金融機関に違いがみられた。

競争先の融資姿勢は「拡大方向」が、住宅ローンで75.8%、自動車ローンで70.6%と高く、「縮小傾向」はそれぞれ2.7%であった。

他金融機関と競争状況にあるなかで、農協によるローン推進のための特別な取組みについて自由記入により聞いたところ(回答数277農協)、金利優遇(130)、キャンペーン(119)、広告・チラシ・ダイレクトメール(47)、借換えの推進(25)、ローン相談会の実施(24)、外部の事業者との提携・アプローチ・情報収集(21)、等といった取組み

第3図 ローンに関して最も競争する金融機関



(注5)  
が挙げられた。

(注4) これ以外の回答結果は、「クローバローン」8.2%、「営農ローン」5.5%、「購買ローン」1.1%、「その他のローン」3.2%であった。

(注5) 自由記入欄への回答内容をいくつかのキーワードでまとめたもので、複数のキーワードが記入されている場合には、その各々について重複してカウントし集計を行った。

## 6. まとめ

最後に今回の動向調査によって、明らかになった点とそれが示唆するところについてまとめることにする。

農協の大口貯金は、満期継続率が高く、残高も前年比増で推移していることから、国内銀行の大口預金の動向と異なる状況にあるといえよう。こうした状況は、利用者の金融機関に対する信頼度の違いを示しているものとみることができる。

ペイオフ凍結解除の受け皿対策として、都銀等では市場性金融商品の販売に注力しているが、農協では投資信託、外貨預金の取扱いがある農協の割合は低かった。ただし、半数近くの農協では、市場性金融商品の取扱いが他業態との競争上、またペイオフ対策として必要であるとみており、今後

の農協の取組状況に変化が出てくる可能性も考えられる。

公金貯金獲得に対して、多くの農協は、他金融機関との競合状況にあるなかで、金利設定の面で対応を図りながら取り組んでいる。こうした公金貯金の受入が、資金調達コストの上昇要因となりうることも懸念される。

ペイオフ凍結解除に関連して、市町村等が農協に対して具体的な対策を実施したという回答は少なかった。ただし、多くの地方公共団体では今後対応策を本格化していくものとみられ、地方公共団体の対応によっては公金貯金の増減に影響が出てくることも予想される。

ローン推進については、他金融機関との競合状況に対応していくために、金利優遇、キャンペーン等の様々な取組みがなされている。今後、住宅金融公庫改革にからんで、住宅ローンにおける他金融機関との競合に、厳しさが増すことが予想されており、農協の取組みがより一層重要になっていくものと思われる。

( 研究員 長谷川晃生・はせがわこうせい )

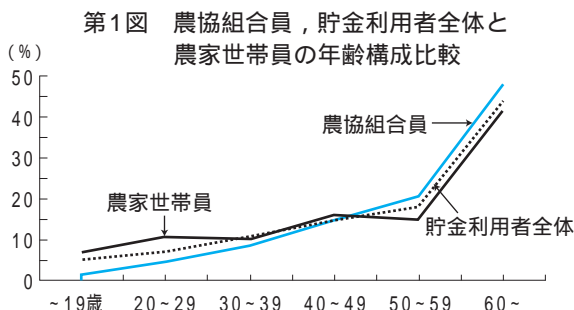
## 組合員世帯の相続と貯金への影響

### 1. はじめに

農家世帯員，農協組合員の高齢化が進み，今後農家人口の減少と相続件数の増加が予想されている。相続が増加すると遺産分割等により貯金等の組合員資産が分散し，農協貯金にも大きな影響が出てくるのではないかと懸念されている。こうした相続問題を農協がどうとらえ，またどんな対策を考えているのか，平成13年度第1回，第2回の農協信用事業動向調査結果からみてみたい。

### 2. 組合員の高齢化と相続の増加

組合員および農協貯金利用者の年齢別構成をきいた結果をとりまとめたのが第1図である。回答組合の約8割は推定で答えているが，農林水産省統計の農家世帯員年齢別構成とほぼ同様の形となっており，おおむね実態に近いものと判断できよう。これによると60歳以上の高齢者の割合は組合員，貯金利用者とも40%を超えており，この世代が農協貯金のかなりの部分を保有しているものと推測される。



資料 農協組合員，貯金利用者データは農中総研「平成13年度第2回農協信用事業動向調査」による。農家世帯員のデータは農林水産省「農業構造動態調査報告書」による。  
 (注) 農協組合員，貯金利用者との比較を行うために，農家世帯員については「~14歳」のデータを差し引いて全体の構成比を算出している。また「~19歳」は農家世帯員の15~19歳との比較となっている。

また今後10年で組合員世帯の相続件数はどうなるかをきいたところ，76%の組合が増加すると答えており，今と変わらないとした組合が22.8%，減少するとした組合は1.3%あった。

そこで今後相続件数がどの程度増加するのかを試算してみた。農林水産省の2000年農業センサスの年齢別農家世帯員データをもとに年齢別死亡率を掛けて，60歳以上の高齢者の年間死亡者数を試算したのが第1表である。5年ごとの年平均値で示しているが，死亡者数は今後増加が続き，2016~2020年ごろにピークに達し年間17万9千人程度になると推測される。男性は2011~2015年ごろがピークとなり，女性のピークは2021~2025年ごろとみられる。

この結果から相続は一定時期に集中するのではなく，20年以上にわたり分散していると考えることができよう。

第1表 60歳以上の農家世帯員の年間死亡者数の予測(5年ごとの平均値)

(単位 人)

	2001~2005年	2006~2010	2011~2015	2016~2020	2021~2025
男	75,358	87,367	92,008	90,578	87,037
女	63,411	77,041	85,711	88,421	88,741
合計	138,769	164,408	177,719	178,999	175,778

資料 2000年農業センサスデータをもとに年齢別死亡率(厚生労働省人口動態調査)を掛けて試算

### 3. 貯金への影響

今後10年で組合員世帯の相続が貯金に与える影響をきいた結果は「貯金が大きく流出する可能性がある」とした組合は8.7%にすぎず，大部分の組合は「ある程度流出する可能性がある」(56.8%)，「貯金流出対策をとればかなり防げる」(28.0%)と答えて

第2表 相続で貯金が流出する要因(複数回答)

(単位 組合,%)

	回答組合数	相続税の支払いが多額にのぼるから	管外の子供世代の貯金引出	管内の子供世代と農協の付き合いがないから	葬儀費用等が多額にのぼるから	
合計	313	35.8	72.8	71.6	1.9	
地帯	特定市	44	75.0	61.4	63.6	2.3
	中核都市	40	67.5	67.5	72.5	2.5
	都市的農村	139	34.5	71.2	82.0	0.7
	農村	61	6.6	80.3	68.9	3.3
	過疎地域	29	0.0	89.7	37.9	3.4

資料 農中総研「平成13年度第1回農協信用事業動向調査」結果

いる。多くの農協がこのように相続の影響を比較的穏やかにとらえている理由は、これまでも毎年かなりの相続件数があったが、結果的には貯金の増減に大きな影響を与えていないこと、資産管理事業等の相続対策もかなり浸透してきたこと等があるものと思われる。

また、第2表は相続で貯金が流出する場合の要因についてきいた結果である。「管外に住む子供世代の貯金の引出」「管内に住む子供世代と農協の付き合いがないから」とする回答がいずれも7割を超えており、地帯別では農村、過疎地域で「管外に住む子供世代の貯金の引出」の回答がもっとも多く、都市的農村、中核都市では「管内に住む子供世代と農協の付き合いがないから」とする回答が多い。特定市、中核都市では相続資産が多額になる影響から「相続税の支払いが多額にのぼるから」とする回答も多くなっている。

#### 4. 相続による貯金流出対策への取組み

農協で取り組んでいる相続による貯金流出対策についてきいた結果は、組合員の相続対策の相談(73.2%)が最も多く、資産管理の取組み(59.5%)、高齢者介護の取組み(39.2%)、農業後継者育成(33.7%)、Uターン帰農者支援(11.1%)と続いている。地帯別では、特定市、中核都市では相続対策相談、資産管理の回答が多く、農村、過

疎地域では農業後継者育成、Uターン帰農者支援の回答が比較的多くなっている。

このように多くの農協は、今後組合員世帯の相続件数が増加し、それにともない相続税の支払いや農協と取引のない子供世代の引出による貯金流出の可能性があるとみているが、その影響については、これまでもかなりあった相続が結果的に貯金の増減に大きな影響を与えていないとの認識から、相続対策や高齢者対策等で今後も貯金流出はある程度防ぐことができると考えているものと思われる。

しかし、相続問題は農協の利用者基盤の構造変化に結びついていることに留意しておく必要がある。農家人口の将来予測によれば、2000年の1,346万人が2025年には663万人に減少するという試算がでており、農協事業の基幹的利用者である農家世帯員が半減するとすれば、信用事業にも少なからぬ影響を与えられる。こうした変化は20数年かけてゆっくり進むだけに変化を見落とし、対策を怠るとその影響はさらに大きくなる可能性がある。その対策として農協信用事業の利用者基盤を地域住民に広く拡大することが最も必要になっていると思われる。

(注) 農家人口の将来予測については本誌2001年8月号内田多喜生「日本農業における農家の構造変化と今後の課題」9頁を参照。

(主席研究員 本田敏裕・ほんだとしひろ)



# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(49)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(49)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(49)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(50)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(50)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(50)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(52)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(52)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(53)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(54)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3246)1984

### 利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし  
「...」数字未詳 「 」負数または減少

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1997. 2	29,258,216	8,949,848	5,671,257	5,028,534	12,818,126	15,735,168	10,297,493	43,879,321
1998. 2	28,027,273	7,814,844	14,595,711	6,691,003	10,342,805	16,964,261	16,439,759	50,437,828
1999. 2	26,963,472	7,282,665	14,022,616	4,404,317	13,114,406	14,684,910	16,065,120	48,268,753
2000. 2	32,190,916	7,045,753	10,691,747	3,125,652	15,088,531	21,821,430	9,892,803	49,928,416
2001. 2	33,239,762	6,562,815	14,320,062	2,899,582	20,982,492	22,393,937	7,846,628	54,122,639
2001. 9	37,260,470	6,252,839	10,672,336	2,184,560	21,878,804	24,943,234	5,179,047	54,185,645
10	37,559,326	6,231,584	9,628,627	2,033,698	21,768,364	24,878,323	4,739,152	53,419,537
11	38,347,607	6,197,303	9,395,062	1,531,781	22,619,923	24,941,557	4,846,711	53,939,972
12	38,052,351	6,151,619	9,483,265	1,363,324	23,425,917	24,534,283	4,363,711	53,687,235
2002. 1	38,330,360	6,116,517	8,635,131	1,279,782	22,907,517	24,807,763	4,086,946	53,082,008
2	37,633,284	6,059,555	9,591,425	1,636,143	22,908,006	24,890,748	3,849,367	53,284,264

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2002年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,777,673	18,766	1,085,467	27	217,639	-	33,099,572
水産団体	1,234,215		48,745	1	14,698	-	1,297,660
森林団体	3,028	6	2,931	10	679	-	6,654
その他出資団体	14,638		2,785		344	-	17,766
出資団体計	33,029,555	18,772	1,139,928	38	233,360	-	34,421,653
非出資団体計	794,895	180,266	412,558	140,154	1,668,981	14,776	3,211,631
合計	33,824,450	199,038	1,552,486	140,193	1,902,342	14,776	37,633,284

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2002年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	70,401	873,206	17,811	8	961,426
	開拓団体	3,187	693			3,880
	水産団体	71,103	36,207	44,795	442	152,548
	森林団体	16,280	18,165	2,537	244	37,225
	その他出資団体		146	260		406
	出資団体小計	160,972	928,417	65,403	694	1,155,485
	その他系統団体等小計	246,386	39,344	233,795	870	520,394
計	407,358	967,761	299,198	1,564	1,675,879	
関連産業	2,612,662	268,760	2,838,068	67,482	5,786,972	
その他	8,477,575	8,794,333	155,988		17,427,897	
合計	11,497,595	10,030,854	3,293,254	69,045	24,890,748	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2001. 9	3,363,858	33,896,612	37,260,470	186,370	6,252,839
10	3,664,170	33,895,156	37,559,326	64,050	6,231,584
11	3,941,690	34,405,917	38,347,607	36,750	6,197,303
12	3,761,841	34,290,510	38,052,351	218,940	6,151,619
2002. 1	4,126,759	34,203,601	38,330,360	211,980	6,116,517
2	3,803,200	33,830,084	37,633,284	206,610	6,059,555
2001. 2	2,689,542	30,550,220	33,239,762	46,900	6,562,815

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2001. 9	196,509	1,988,050	21,878,804	8,014,497	253,074		10,712,046
10	122,927	1,910,770	21,768,364	7,631,650	223,598		10,730,133
11	127,988	1,403,792	22,619,923	7,574,408	196,031		10,468,268
12	180,638	1,182,684	23,425,917	8,134,023	232,733		10,348,048
2002. 1	70,724	1,209,057	22,907,517	8,594,945	138,385		10,308,570
2	107,588	1,528,554	22,908,006	8,553,921	81,713		10,030,854
2001. 2	104,506	2,795,075	20,982,492	7,170,487	381,546	169,400	10,476,164

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。  
 5. 借入金金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2001. 9	50,270,622	48,689,950	244,570	19,595	1,012,388
10	50,514,773	48,838,445	238,630	19,588	1,012,427
11	50,404,797	48,687,578	226,990	19,589	1,012,441
12	51,311,298	49,298,985	196,210	19,581	1,012,545
2002. 1	50,610,274	49,030,166	224,160	19,755	1,012,557
2	50,723,213	49,029,987	190,120	19,754	1,012,557
2001. 2	49,073,391	46,712,620	108,890	19,888	976,037

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。  
 3. 1994年4月以降、コール・ローンは、金融機関貸付金から分離。  
 4. 余裕金系統利用率 =  $\frac{\text{系統預け金}}{\text{預け金} + \text{コールローン} + \text{買入金銭債権} + \text{金銭の信託} + \text{有価証券} + \text{金融機関貸付}} \times 100$

## 6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2001. 8	16,651,647	56,876,774	73,528,421	871,526	676,213
9	16,662,003	56,585,217	73,247,220	888,527	694,291
10	17,151,589	56,340,295	73,491,884	853,669	659,591
11	17,086,637	56,337,318	73,423,955	830,803	639,182
12	17,728,868	56,859,110	74,587,978	775,117	591,494
2002. 1	17,216,113	56,673,113	73,889,226	767,115	586,894
2000. 1	15,840,786	56,088,454	71,929,240	851,111	652,745

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4. 貸出金のうち短期は1年およびそれ以外のもの。  
 5. 貸出金のうち長期は1年をこえるもの。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 金 受 託	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
895,980	2,136,379	1,124,999	6,328,608	54,185,645
733,523	2,109,623	1,124,999	5,596,432	53,419,537
298,966	1,863,734	1,124,999	6,070,613	53,939,972
250,157	2,207,738	1,124,999	5,681,431	53,687,235
398,837	1,623,482	1,124,999	5,275,833	53,082,008
744,387	1,661,746	1,124,999	5,853,683	53,284,264
222,935	5,038,623	1,124,999	7,886,605	54,122,639

貸 出 金				コ ー ル ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
10,970,522	3,165,626	95,038	24,943,234	423,691		4,502,282	54,185,645
10,903,572	3,164,718	79,898	24,878,323	316,595	220	4,198,739	53,419,537
11,159,424	3,238,976	74,887	24,941,557	563,284		4,087,396	53,939,972
10,799,748	3,305,243	81,242	24,534,283	375,841	24	3,755,113	53,687,235
11,144,046	3,282,945	72,202	24,807,763	350,044		3,598,517	53,082,008
11,497,594	3,293,253	69,045	24,890,748	328,245		3,439,409	53,284,264
8,453,997	3,371,684	92,090	22,393,937	1,324,078		5,971,605	54,122,639

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融機 関貸付金
47,315	33,461,100	33,265,351		394,658	12,494,847	5,477,929	488,688
52,852	33,698,889	33,549,029		408,410	12,548,325	5,404,177	490,952
48,149	33,404,025	33,267,701		411,981	12,720,773	5,400,189	493,356
103,054	34,301,706	34,173,741		404,087	12,675,462	5,401,459	495,721
52,447	33,265,413	33,167,322		399,588	13,123,424	5,402,248	497,937
49,411	33,189,464	33,100,530		391,321	13,265,989	5,408,060	499,877
51,833	32,838,331	32,506,269	5,000	384,540	11,543,826	5,590,713	477,573

5. 受託貸付金は外書である。 6. 1999年10月より統合県JAは含まない。

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				報 告 組 合 数
	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公 庫貸付金	
333,009	49,076,179	48,750,787	3,977,581	1,164,737	21,961,616	444,076	1,166
328,364	48,731,575	48,402,791	4,017,152	1,223,249	21,963,403	441,602	1,152
331,748	49,031,090	48,735,001	3,973,912	1,190,560	21,881,197	436,379	1,147
346,789	48,882,606	48,583,412	4,011,084	1,227,109	21,854,601	425,125	1,147
391,883	49,932,684	49,609,790	4,001,303	1,227,777	21,719,031	417,353	1,146
352,286	49,198,128	48,943,320	4,178,168	1,402,235	21,598,494	415,125	1,143
334,907	47,115,246	46,697,837	4,051,417	1,099,325	21,861,971	452,039	1,350

6. 余裕金系統利用率 =  $\frac{\text{系 統 預 け 金}}{\text{預け金} + \text{コールローン} + \text{買入金銭債権} + \text{金銭の信託} + \text{有価証券} + \text{金融機関貸付}} \times 100$

7. 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

8. 1999年10月より統合県JAを含む。

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 債 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2001. 11	2,383,187	1,941,976	45,335	53,073	9,899	1,432,433	1,395,896	219,185	815,122	
12	2,417,036	1,942,475	45,442	53,094	9,901	1,464,537	1,407,172	216,269	818,705	
2002. 1	2,374,667	1,930,150	45,559	53,220	9,704	1,434,294	1,399,305	218,684	803,819	
2	2,372,143	1,922,857	45,538	53,310	9,074	1,432,808	1,400,811	216,512	803,319	
2001. 2	2,365,800	1,939,534	56,138	51,245	7,927	1,412,164	1,384,185	224,991	824,453	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 債 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2001. 9	1,352,196	906,755	430,638	315,001	160,114	7,469	1,215,673	1,159,059	21,284	510,640	23,854	725
10	1,376,654	914,198	425,428	312,780	158,014	7,771	1,234,013	1,177,909	20,924	510,114	23,564	715
11	1,323,594	875,453	417,056	305,578	157,184	8,374	1,191,589	1,124,179	21,048	497,910	22,551	705
12	1,355,411	870,089	411,157	300,875	156,501	11,265	1,214,042	1,163,233	20,357	488,263	22,430	692
2000. 12	1,449,149	948,794	444,882	325,163	163,071	7,793	1,305,217	1,230,221	21,429	527,564	20,377	815

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局
残             高	1999. 3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867
	2000. 3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702
	2001. 3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336
	2001. 2	721,689	490,734	2,103,858	1,767,003	566,332	1,039,060	183,297	2,521,763
	3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336
	4	725,441	493,870	2,172,360	1,806,392	572,148	1,051,292	181,365	2,494,935
	5	724,988	495,264	2,187,331	1,790,698	565,411	1,044,223	179,266	2,472,485
	6	736,029	507,235	2,120,188	1,808,560	572,280	1,057,643	180,123	2,474,668
	7	734,051	505,267	2,110,574	1,782,634	567,953	1,051,693	178,312	2,437,606
	8	735,284	505,537	2,109,800	1,777,104	565,479	1,051,469	176,959	2,433,084
	9	732,472	502,706	2,127,844	1,787,442	570,717	1,053,562	175,536	2,419,976
	10	734,919	505,148	2,122,678	1,756,302	562,442	1,047,977	172,548	2,416,928
	11	734,240	504,048	2,168,775	1,773,214	563,620	1,045,148	169,824	2,394,828
	12	745,880	513,113	2,164,499	1,795,647	573,354	1,060,555	168,160	2,404,964
2002. 1	738,892	506,103	2,191,177	1,762,850	558,264	1,042,036	162,893	2,399,035	
2 P	740,514	507,232	2,229,301	1,766,788	557,739	1,040,017	P 160,020	2,403,183	
前             同             月             比             増             減             率	1999. 3	0.8	0.2	2.7	1.5	4.1	2.2	5.4	5.0
	2000. 3	1.8	2.4	0.4	1.6	5.2	1.5	5.0	2.9
	2001. 3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	5.9	3.9
	2001. 2	2.6	2.4	2.5	2.9	5.2	1.6	5.5	3.1
	3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	5.9	3.9
	4	2.7	3.6	2.2	1.0	1.6	1.8	6.2	3.8
	5	2.8	3.8	3.3	0.6	1.9	1.7	6.5	4.3
	6	2.8	3.9	5.0	0.3	1.3	2.1	6.7	4.6
	7	2.9	4.1	3.6	0.0	1.3	1.9	7.2	5.9
	8	3.0	4.3	2.0	0.3	1.2	1.9	7.9	6.1
	9	3.0	4.8	1.0	0.5	1.2	1.7	8.8	6.2
	10	3.0	4.8	2.9	0.4	1.1	1.7	9.5	6.1
	11	3.0	4.5	2.8	0.2	1.6	1.4	10.6	6.0
	12	2.6	4.2	2.1	0.6	1.6	1.0	10.7	5.5
2002. 1	2.7	3.7	3.8	0.3	2.8	0.6	11.6	5.2	
2 P	2.6	3.4	6.0	0.0	1.5	0.1	P 12.7	4.7	

(注) 1. 農協, 信農連は農林中央金庫, 郵便局は郵政事業庁, その他は日銀資料(ホームページ等)による。なお, 信用組合の速報値(P)は全信組中央協会調べ。  
2. 全銀および信金には, オフショア勘定を含む。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局
残           高	1999. 3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775
	2000. 3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781
	2001. 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192
	2001. 2	214,066	51,131	2,110,155	1,351,138	463,260	663,160	135,689	7,995
	3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192
	4	214,216	48,265	2,067,748	1,344,983	460,531	655,904	132,374	P 7,948
	5	214,012	48,462	2,045,833	1,331,632	449,619	647,962	129,436	P 8,124
	6	213,649	48,510	2,058,416	1,339,389	445,334	650,941	129,207	P 7,730
	7	214,142	48,990	2,043,781	1,337,161	444,765	648,030	128,610	P 7,276
	8	214,520	48,919	2,040,299	1,333,971	442,464	647,152	128,229	P 7,283
	9	214,548	49,892	2,072,199	1,349,653	448,318	653,108	128,275	P 7,543
	10	213,783	49,132	2,035,623	1,335,792	443,580	645,988	127,062	P 7,527
11	213,629	49,068	2,034,403	1,337,879	443,734	646,571	123,719	P 7,668	
12	212,356	49,057	2,050,688	1,361,665	451,248	655,294	123,780	P 6,818	
2002. 1	211,172	49,043	2,031,125	1,345,543	444,302	644,820	122,177	P 6,821	
2	P 211,645	49,082	2,026,174	1,349,733	443,729	641,370	P 121,461	P 6,863	
前           同           月           比           増           減           率	1999. 3	3.0	2.4	1.4	0.1	0.4	1.1	8.3	2.3
	2000. 3	0.5	9.2	1.7	3.0	4.1	3.5	7.6	0.1
	2001. 3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2
	2001. 2	0.0	10.2	0.3	0.3	8.4	4.9	5.5	15.3
	3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2
	4	0.5	10.0	1.2	0.3	4.8	4.2	6.6	P 16.8
	5	0.5	9.9	1.5	0.5	5.8	4.2	7.9	P 17.3
	6	0.6	9.1	1.3	0.9	6.7	3.6	7.7	P 17.7
	7	0.6	9.8	2.1	0.3	7.1	4.1	8.1	P 20.9
	8	0.7	11.1	2.3	0.2	7.1	4.2	7.7	P 20.9
	9	0.7	9.2	2.5	0.2	6.8	4.2	8.0	P 20.0
	10	0.7	7.9	2.5	0.0	6.7	4.3	8.0	P 19.5
11	0.9	7.7	3.0	0.1	6.9	4.2	10.3	P 17.9	
12	1.2	7.5	3.7	0.4	7.2	3.7	10.4	P 15.6	
2002. 1	1.1	7.0	3.8	0.0	7.3	3.2	10.4	P 14.6	
2	P 1.1	4.0	4.0	0.1	4.2	3.3	P 10.5	P 14.2	

(注) 1. 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、郵政省ホームページによる。  
2. 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。